

衆議院 総務委員会 議 録 第 六 号

平成二十年十二月九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 赤松 正雄君

理事 大野 松茂君 理事 岡本 芳郎君

理事 実川 幸夫君 理事 林田 彪君

理事 森山 裕君 理事 黄川田 徹君

理事 原口 一博君 理事 谷口 隆義君

理事 稲田 朋美君 今井 宏君

遠藤 宣彦君 小里 泰弘君

近江屋信広君 川崎 二郎君

木挽 司君 坂本 哲志君

鈴木 淳司君 関 芳弘君

蘭浦健太郎君 田中 良生君

谷 公一君 土屋 正忠君

土井 亨君 富岡 勉君

中谷 元君 永岡 桂子君

葉梨 康弘君 萩原 誠司君

橋本 岳君 平口 洋君

古屋 圭司君 馬渡 龍治君

松本 文明君 盛山 正仁君

小川 淳也君 逢坂 誠二君

玄葉光一郎君 田嶋 要君

寺田 学君 福田 昭夫君

森本 哲生君 伊藤 涉君

塩川 鉄也君 重野 安正君

亀井 久興君

参議院議員 大久保 勉君

参議院議員 自見庄三郎君

参議院議員 那谷屋正義君

参議院議員 長谷川憲正君

参議院議員 近藤 正道君

参議院議員 鳩山 邦夫君

参議院議員 坂本 哲志君

参議院議員 総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府特別補佐人

(人事院総裁)

政府参考人

(内閣官房郵政民営化推進

室長)

政府参考人

(警察庁刑事局組織犯罪対

策部長)

政府参考人

(総務省大臣官房総括審議

官)

政府参考人

(総務省行政評価局長)

政府参考人

(総務省情報流通行政局長)

政府参考人

(総務省情報流通行政局長)

政府参考人

(総務省情報流通行政局長)

政府参考人

(消防庁長官)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議

官)

参考人

(日本郵政株式会社取締役

兼代表執行役社長)

参考人

(日本郵政株式会社専務執

行役)

参考人

(日本郵政株式会社専務執

行役)

参考人

(日本郵政株式会社専務執

鈴木 淳司君

谷 公士君

振角 秀行君

宮本 和夫君

岡崎 浩巳君

関 有一君

小笠原倫明君

山川 鉄郎君

吉良 裕臣君

岡本 保君

中尾 昭弘君

西川 善文君

米澤 友宏君

佐々木英治君

伊東 敏朗君

伊藤 孝一君

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

委員の異動

十二月九日

辞任

谷 公一君

谷垣 禎一君

葉梨 康弘君

萩原 誠司君

古屋 圭司君

小里 泰弘君

近江屋信広君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

富岡 勉君

萩原 誠司君

谷垣 禎一君

盛山 正仁君

補欠選任

近江屋信広君

小里 泰弘君

中谷 元君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

の(四五近藤強(第一六三号)

地方交付税の増額に関する陳情書(鹿児島市山

下町一の一上門秀彦(第一六四号)

地方分権改革の推進等に関する陳情書(東京都

千代田区平河町二の六の三橋本昌外九名(第一

六五号)

地方議会の権能強化等に関する陳情書(熊本市

手取本町一の一牛嶋弘(第一六六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険

会社の株式の処分の停止等に関する法律案(参

議院提出、第六十八回国会参法第七号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一三三号)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四四号)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与

並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通

信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○赤松委員長 これより会議を開きます。

第六十八回国会、参議院提出、日本郵政株式

会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処

分の停止等に関する法律案を議題といたします。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

参議院議員自見庄三郎君。

〔本号末尾に掲載〕

○**自見参議院議員** たいだいま議題となりました日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案について、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

昨年十月一日、日本郵政公社は民営・分社化され、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の四会社が設立されました。

三年前に審議が行われた郵政民営化関連六法案は、民営化に当たって多くの危惧、弊害が指摘され、第百六十二回国会において一度は参議院で否決されましたが、小泉内閣は衆議院を解散し、総選挙の結果を経て、第百六十三回国会において成立したものであります。

法案審議の過程においては、小泉内閣総理大臣及び竹中郵政民営化担当大臣から、郵便局はくささない、サービスダウンは行わない、労働条件もダウンさせないと、再三にわたる答弁があり、また、参議院の郵政民営化に関する特別委員会においては、同趣旨の附帯決議も付されておりました。

しかしながら、民営化法の成立後、全国各地における多くの簡易郵便局の閉鎖、千を超える郵便局での郵便配達業務の廃止、過疎地におけるATM、現金自動預け払い機の撤去、さらには送金手数料の大幅な引き上げが行われるなど、国会審議の際の政府答弁も附帯決議も今やほご同然の状態であります。

このような状況が生じたのは、経営者の利益至上主義の考え方にも問題がありますが、より根本的な原因は、本来、公共の福祉の増進を目的とする郵政事業を、利潤追求を目的とする株式会社に変更し、さらに、一体的、効率的に運営されていた日本郵政公社を、十分な検証を行わず五つの会社に分割し、しかも、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を十年以内に全部処分することとし

た、郵政民営化の制度設計そのものに大きな欠陥を有していることにあります。

そもそも郵政事業は、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の三事業を一体的に経営することにより、その効率性が確保され、税金を全く使わずにまいりました。したがって、仮に郵便事業だけで郵便局を経営しようとするれば、ニューヨークやドイツの例を挙げるまでもなく、ほとんどの郵便局の経営は成り立たず、早晩廃止に至ることは必定であります。

郵政民営化関連法では、郵便局は、郵便局株式会社の「営業所」であって、郵便窓口業務を行うものとして定義づけられており、郵便貯金、簡易生命保険のサービスの提供は義務づけられておりません。しかも、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、すべて処分することとされています。今後、株式の処分が進み、民間株主が支配する会社ということになれば、郵便貯金銀行も郵便保険会社も、赤字を出してまで地方の郵便局に業務を委託することは考えられません。その結果、多くの郵便局が閉鎖に追い込まれ、利用者である国民の利便が著しく低下することとは必至です。

このような事態とならないように、郵政民営化の制度設計全体を早期に見直すべきであるとの観点に立ち、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるため、本法律案を提出した次第であります。

株式の処分については、承継計画において民営化後三年目の上場を目指すこととされているものの、法律上はいつでも可能であり、できるだけ早く本法律案を成立させ、株式の処分を凍結すべきであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならな

いものとしております。

第二に、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとしております。

第三に、郵政民営化法のうち、完全民営化までの移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務についての規定の運用に当たっては、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならぬものとしております。

第四に、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとしております。

第五に、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。

さて、最後に一言申しつけ加えますと、数年前までは直接金融時代のお手本のように評価されてきた米国の大手民間投資銀行、リーマン・ブラザーズが本年九月十五日に破綻いたしました。アメリカ金融市場の混乱が続いており、金融経済のグローバル化の影響もあり、我が国を初め全世界の実体経済に深刻な影響を与えております。ある識者によれば、ベルリンの壁の崩壊に匹敵する、全世界の経済、社会、政治の世界史的な大変革の始まりであると言ふ人もいます。

何とぞ、この法律案の歴史的な意義をお酌み取りいただき、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○**赤松委員長** これにて趣旨の説明は終わりました。

○**赤松委員長** この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び専務執行役米澤友宏君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**赤松委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房郵政民営化推進室長振角秀行君及び総務省情報流通行政局郵政行政部長吉良裕臣君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**赤松委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**赤松委員長** これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森山裕君。

○**森山裕君** おはようございます。自民党の森山裕でございます。

たいだいま議題となりました日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分停止等に関する法律案についてお尋ねをいたします。

自見先生、長谷川先生に質問をする機会があるうとはゆめゆめ思っておりませんでした。

先ほどの趣旨説明によりますと、郵政民営化の制度設計全体を早期に見直すべきであるとの観点に立ち、日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるため、本法案を提出したと御説明をいただきました。

そこで、民営化推進室にお伺いをいたしますが、郵政民営化における三年ごとの見直しの期限はいつなのか、念のため確認をしたいと思っております。

○**振角政府参考人** それでは、私の方からお答え

させていただきたいと思ひます。

今お尋ねがありました郵政民営化法における三年ごとの見直しでございますけれども、これは郵政民営化法第十九条第一項第一号に規定されておりますけれども、この規定の施行日というのは平成十八年四月一日となっております。したがっていまして、その三年後でございますので、その三年後は平成二十一年三月末ということになりまして、それまでに意見書を取りまとめることとしておりますのでございます。

○森山(裕)委員 見直しの期限は二十一年三月三十一日であるということが確認をされました。

鳩山総務大臣に伺いたいと思ひますが、日本郵政の実施計画によりまして、株式の上場時期について、「遅くとも民営化後四年目、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められることを前提に、民営化後三年目」とされておられ、また、西川社長も国会の委員会等で同趣旨の御答弁をしております。すなわち、一番早くても上場は二十二年である。すなわち、先ほどの答弁のありました見直しの期限、平成二十一年三月三十一日の一年先であるということが確認をできるというふうに思ふわけでありませう。

もちろん、民営化法上は、非上場での売却を禁止しているわけではありませう。しかし、国民の財産である日本郵政グループの株式を上場によらずに売却することは不適切ではないかというふうに思ひますし、増田前総務大臣も同趣旨の答弁をしておられるところでありませうが、鳩山大臣にこの件についての見解をお聞きしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 基本的には森山先生と同じ考え方でございまして、そもそも日本郵政グループの株式は、日本郵政と、それから四会社のうち売却がこれからされると言われておりますのはゆうちよ銀行とかんぽ生命でございますけれども、もともとすべて、国民の財産がもとで形成された会社であり事業を続けてきた会社でございますから、森山先生御指摘のように、それらの株式は国民共有の財産であると考えられます。したがって

て、国民すべてが平等に購入できる機会が与えられる、すなわち、上場され市場での適正な評価がされてから処分されるべきものだと考えております。

私は、最近の法律がどうなっているかはわかりませんが、一般の上場されている株式を、相対で、兜町とか北浜という証券取引所を使わないで売買する場合も、たしかそのときの株価の前後何%と狭く定められているわけでありませうから、あくまでも市場価格で売却をすべきであつて、法律上はいつ売却ということを書いてありませうが、上場するまでは売却をすべきではないと思つております。

○森山(裕)委員 大臣、ありがとうございます。

次に、西川社長に伺いたいと思ひます。今、総務大臣の御答弁も、上場によらない株式の売却というのは不適切だというふうにお答弁をしておられます。西川社長も恐らくこの考え方と同じくされるのではないかとお思ひますが、念のため、まずそのことをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、もう一点西川社長に伺いたいと思ひますけれども、政府は十月三十日の日に生活対策をまとめました。その中で、金融資本市場の安定対策として、政府等が保有する株式の市中売却を一時凍結するという方針を決めて、そのことを実施中でありませう。政府が、いかに経済対策と株式市場との関係があるかということ強く示す証左であらうというふうにお思ひするところでありますが、先の話になりますけれども、西川社長、上場後売却をされるというときには、当然のこととして、政府と御相談の上、一つの方針をお決めになるのだらうというふうにはお思ひしておりますけれども、そのことについて社長のお考えをお聞かせいた

ただければありがたいと思ひます。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

まず、株式の上場前の売却ということについて

でございますが、これにつきましては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式を上場前に売却することは全く想定をいたしておりません。

それから、株式の処分の具体的な時期等についてでございますが、上場時期につきましては、かねてより申し上げておりますとおり、遅くとも民営化後四年目、二〇一一年度、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められるということをお前提に、民営化後三年目、二〇一〇年度でございますが、これの上場が可能となるよう準備を進めているところでございます。しかしながら、具体的な上場スケジュールにつきましては、適正な価格で株式処分が行えるよう、市場環境を十分に引きあわせながら適切に判断をまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○森山(裕)委員 西川社長、ありがとうございます。

適正な価格で処分をしていくということが基本的な考え方であることはよく理解をいたしました。それでは、もう一点伺ひますけれども、この法律ができた当時の経済状況と現在の我が国の経済状況、世界の経済状況を考えますと、上場し売却するというのは非常にその当時に比べて私は難しくなつてきているのではないかと、環境が大きく変わつてきているのではないかとお思ひするところでありませうが、その認識は私と西川社長は一致するものでしょうか。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

上場の際の市場環境ということになりますと、これから二年後あるいは三年後というところはなかなか読みづらいところがございますが、この一年あるいは半年の間に起きている事柄、これを考えますと、当初想定したような状況ではないというところは事実でございます。

したがって、やはり今後の金融情勢あるいは実体経済の動きというものをよく見ながら、そして市場環境をよく見ながら、上場の時期につきましても考えていかなければならないことかと

思つております。

以上でございます。

○森山(裕)委員 西川社長、私が聞き漏らしているかもしれないが、上場後売却をされるときには政府と相談されるのかどうかということについて御答弁いただいていないような気がするんですが、そのところをもう一遍お願いいたします。

○西川参考人 お答えいたします。

大変失礼を申し上げます。当然のことながら、上場の時期については政府とよくすり合わせをしながら考えてまいりたいと思つております。

以上でございます。

○森山(裕)委員 上場の時期についても政府とよくすり合わせをするということですから、売却のことについても当然その延長線上にあるものだろうというふうにお理解をしております。

株式の上場は、早くても見直し期限の一年後であることがはつきりいたしました。また、上場前の売却もないということも確認がされたと思ひます。すなわち、三年ごとの見直しのために株式の売却を凍結するというこの法案の意味というのがどこにあるのかなということをお私に少し疑問に思ふところでありませう。法律に基づき株式の処分を停止することよりも、国民に約束したよりよい民営化実現のために検討をしていくということが何より大事なことはないかというふうにお思ひしております。

ところで、この四条には、「株式の処分が停止されていることを考慮しなければならない」というふうに記載されているところでありませうが、まず、その趣旨をお聞かせいただきたいと思います。

○長谷川(憲)参議院議員 お答えを申し上げます。

先ほど森山先生から、こういう形で質問と答弁になろうとは思わなかったというお話がありましたが、私もそうでございます。きょうこうして答弁をさせていただくのを非常に感慨深く思つております。

今の御質問ですが、法の四条についての御質問

でございました。この法律は、ごらんをいただきたいとおりです。非常に簡単な法律でございまして、一条で法律の趣旨を述べて、二条と三条で、日本郵政株式会社、そして郵便貯金銀行、郵便保険会社、それぞれの株を別に法律で定める日までの間に処分してはならないことを言っているだけでございまして、あとは、言ってみれば、念のためあるいは読みかえの規定を置いているわけでございます。

この四条につきましては、民営化法の中に第八章第三節という部分がありまして、これは、郵便貯金銀行の移行期間中の銀行法等の特例等について定めている部分であります。同じく九章の第三節には、郵便保険会社の同じく移行期間中の保険業法の取り扱いについての特例等が定められている部分であります。

これは、一言で申し上げますと、この二つの部分で何を言っているかというと、十年以内に株を全部売って、二つの会社が普通の銀行になり普通の民間生命保険会社になる、そうならば普通の銀行と同等のことができるわけでありましてけれども、途中、株を売って移行していきますので、株を売っていくその移行期間中においても、民間との競争を考えたときに問題がないというふうに認められたときには、特に特別の制約を設けることをせずに、民間の銀行と同じようにやってもいいじゃないかというように定めているところでございます。

ここで、この処分のいわば停止に伴って、この二つの節の運用についていろいろ考慮しなければいけないというふうに法律の中で書かせていただきましたが、当然のことながら、移行期間中であらうと新規業務等やらなければならない、あるいはやりたいという状況が生じてくるだろうというふうに思うわけでございまして、それを考えるに当たっては、全株を国が持っている、持ち株会社は全株国が持っておりますし、貯金銀行そして保険会社につきましても持ち株会社が全株持っているという状態、いわば国有の事業体という形に

なっているということを前提として新しい仕事について慎重に考えになったらどうですかということを含めて申し上げた趣旨でございます。

そこで言っております趣旨は、新規業務を全面的に認めてはならないということを言うつもりではございませんで、十分に、民間の動き、あるいはもとと公社としていろいろなことができるような仕組みに公社法時代もできておいたわけでございますから、その辺を勘案した上で慎重にやりになるべきだということを念のために書かせていただいた次第でございます。

○森山(裕)委員 長谷川先生、わかりやすく言いますと、新規事業を民営化法の制限以上に制限的にするというところではないか、これがどういふふうにあるところでありまして、それがどういふ意味を持つものなのか、私にはなかなか理解ができないところでありまして。

私が最終的に申し上げたいことは、株の凍結ということではなくて、やはり、この法律を成立させた歴史的な背景を考えて、また、一昨日の世論調査によりまして、多くの国民が郵政民営化の見直しというものに関心を持っていることもよくわかりますので、国民に約束をした民営化というものにさらに近づけるために努力をしていくということが大変大事なことではないかなというふうに思っております。

第百六十三国会で、当時の小泉首相は、所信表明演説で次のように述べておられます。国民の間には、民営化によって、過疎地の郵便局がなくなるのではないかと、郵便局で貯金や保険を扱わなくなるのではないかと不安が存在するものも承知しております。国民の貴重な財産である郵便局のネットワークを維持し、国民の利便に支障が生じないようにいたしますということを言っておられます。この発言は、第百六十二回国会での施政方針演説には含まれていないわけでありまして、百六十三国会で、国民の不安に対して当時の小泉総理はこう述べておられます。そのことに対して我々はやはり真摯に立ち向かっていくということが大

事なことだと思っておりますし、自民党におきまして、一月中旬に結論を出すべくPTを立ち上げまして、今議論が進んでいるところでございまして。

西川社長に最後にお尋ねいたしますが、東証の特別なルールを使って一年早く上場するということはしないということを明確に言われた方がいいのではないかと、どうもそのことがひっかかって疑心暗鬼が広がっているのではないかと、そういう気がしてなりません。今までの西川社長の答弁を聞いておりまして大臣の答弁を聞いておりまして、特例措置を使って上場することはないんだなということがよくわかりますけれども、そのことを明確にされるということが非常に大事なことです。ではないかなというふうに思うところでございますが、そのことに御答弁をいただきたいと思っております。

○西川参考人 お答え申し上げます。

さきにお答え申し上げました内容につきまして、は原則論を申し上げておるわけでございまして、金融情勢の大きな変化やあるいは実体経済の急悪化といったこと、そしてマーケットの状況ということを考えてまいりますと、二〇一〇年度、再来年度の上場というのは、事実上大変難しい状況になってきているということは事実でございますが、その点につきまして、今後さらに推移を見ながら決断をしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

○森山(裕)委員 終わります。

○赤松委員長 次に、中谷元君。

○中谷委員 引き続き、郵政問題について質問をさせていただきます。

現在、自民党内では、郵政事業の検討・検証プロジェクトチームを設けまして、関係者から意見を聞いて検討作業を進めております。これまで四回開催しまして、郵政会社、そして全国郵便局長会から意見を伺いましたが、過疎地、地方の郵便局をいかに維持するか、また、郵便事業会社と郵

便局会社の連携のあり方、郵便局を通じて金融サービスの維持、展開、ネットワーク、サービスの維持、郵便局の会社のあり方、現場との意思疎通などにおいて検証をいたしております。来年の一月中旬に具体的な事項、考え方を取りまとめる予定でございますが、郵政事業をよりよいものとし、また、会社及び郵便職員の皆さんの意欲を向上するため検討を重ねております。

さて、この法案は、株式の処分停止をさせる内容でございますが、どんなに急いでも株式の上場時期は再来年でありまして、来年三月の見直しの後の一年後ということ、現時点において法律によって株の売却を凍結する意味は全くありません。この法律は、別に法律で定める日まで株式の処分をしてはならないとありますが、別に法律で定める日とはいったいどのようなことか。この法律案が国会に出されて既に一年以上経過をしておりますが、野党三党として見直しの具体的な案、項目などは合意をできているのでしょうか。民主党の提案者にその時期と内容についてお伺いをいたします。

○那谷屋参議院議員 今二点について御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、御指摘の法案第二条にあります、別に法律で定める日ということ、これはいつなのかという御質問だと思いますけれども、これは郵政事業の見直しと連動させているものでありますけれども、郵政事業の見直しは、国会において郵政民営化法その他の郵政民営化関連法律の見直しについての十分な審議を通じて行われるべきと考えております。国会における審議にかかわる問題でもございますから、その検討期間は法律上特に明示をさせていただきます。しかし、見直しまでの間の株式処分の停止という暫定的な措置を長期間にわたって継続させるということは適当とは考えておりませんので、できるだけ、可及的速やかに検討が行われるべきものと考えているところでございます。

○中谷委員 それでは、その見直しが不十分な場

合に株を凍結すればいいじゃないですか。何も決めていないのに株を凍結してどうするんですか。これほど無責任なことはありません。

というのは、第四条で、預け入れの限度額、業務の制限、子会社の保有、合併など、株式処分が停止されていることを考慮しなければならぬとありまして、株の売却がないとこれらの事業は一〇〇%できません。念のためとお話がありました

が、これでは株を売らないと事業ができる可能性はゼロでありまして、郵政各社の事業をこのまま手足を縛り、塩漬けにしておくということになります。つまりたつても新規事業ができないということは、会社がつぶれてしまいます。提案者は郵政民営化を凍結するというお考えなんですか。

○大久保(勉)参議院議員 御答弁申し上げます。

まず、この法律案に関しましては、国会に可及的速やかに提出すべきだと考えておりまして、また、凍結すべきであるか、先生御指摘の点に関しましては、株式が売れないからこの法律案はつくる必要がない。

私は証券市場にも長くおりましたが、株式を上場しなくても、上場するための準備が必要であります。例えば東証の上場規則等ございまして、今でも、西川社長におかれましては、すべて利益を上げるために一部のサービスの切り捨て、いろいろなことが行われております。そういう意味で、こういった法律は国会に可及的速やかに提出する必要があると考えているわけでありまして。

また、私どもの考え方は、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスが適切に提供されるように郵政事業の見直しを行うための暫定措置として株式処分の凍結をする必要があると考えておりまして、こういった法律を提出しているわけでございます。

株式処分凍結後における具体的な郵政事業の見直しの内容については、この法律の成立後の検討にゆだねられることが必要であります。一番としましては、郵政事業の四分社化の見直しによ

る、郵便局のサービスを全国あまねく公平に、かつ利用者本位の簡易な方法で利用できる仕組みを再構築することが必要だと思っております。

さらには、郵便局における事業、郵政三事業の一体的サービスの提供の保障と株式保有を含む株式会社のあり方の検討による郵政事業の利便性と公共性を高める改革が必要であると考えております。

どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○中谷委員 現状におきましては、預け入れの限度額が一万とか、子会社が持てないとか、本当に手足を縛った状態でありまして、これで収益を上げるといっても難しいわけでありまして、私は、株を公開して、新事業もできるようにしなければならぬと思っております。

我々はこれから連続で、ゆうちょ、かんぽ、郵便局も、郵政四社から意見を聞く予定ですが、本日は郵政会社の西川社長に質問をさせていただきます。

平成十九年の十一月二十九日に総務委員会でされた決議には、郵便局のネットワーク維持、郵便局を通じて貯金、簡保のサービス提供の維持、郵便局舎の借料の維持など、大切なことがたくさん盛り込まれております。西川社長は、その決議への対応についてどう考えて、どう対処しておられるのか、また、どのような点の見直しを行ったらいいのか、その必要性があることについてお考えがあるならお聞かせをいただきたいと思っております。

○西川参事人 お答えを申し上げます。

ただいま先生御指摘の衆議院総務委員会での決議につきましては、私も経営サイドといたしまして、これを最大限に尊重して経営に生かしてまいらねばならないと考えております。そのように実行をさせていただいております。

例えば、郵便局ネットワークの維持に関しましては、目下問題になっておりますが簡易郵便局の一時閉鎖問題ということでございますが、この解消のために、取扱手数料を引き上げるなどの抜

本的な見直しによりまして、民営化後、約百二十局を再開させるなど、取り組みを進めているところでございます。

また、例えば、旧総合担務実施局におきまして、郵便の集配担当者が配達先で金融サービスの申し込みを受け付けることができなかった点につきまして、これをきちんと郵便局に連絡していただきまして、郵便局会社の社員が対応するということを徹底いたしますなど、サービス水準の維持に努めているところでございます。

そのほか、いろいろこの決議に基づいてやっていることがございますが、我々の要望といたしましては、先生からも御指摘をいただきましたように、郵便貯金並びに簡易保険の限度額管理について一定の緩和をお願いしたい。郵便貯金について申しますれば、日常、出入りが頻繁に起きてくる通常貯金を限度額管理から除外していただきたい。あるいは、簡易保険につきましても、いろいろな保険がございますので、一千万の限度の緩和をお願いしたいといったところが、ただいま現在いろいろと要望しておるものの中心的な事柄でございます。

いずれにいたしましても、御指摘の決議につきましては、今後とも最大限尊重をさせていただきます。経営にも生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○中谷委員 国会決議は尊重する、遵守するということなので、これに沿ってよろしくお願い申し上げます。

我々心配しているのは郵便局会社のことでありまして、現在、収入における手数料の割合はどのくらいでしようか。また、貯金、簡保の割合はどのくらいでしようか。

○西川参事人 お答えを申し上げます。

平成二十年度中間決算におきまして郵便局会社の三事業会社からの手数料収入は合計で六千二百五十二億円でございます。また、営業収益六千三百五十一億円における手数料の割合は九八・四%と

なっております。

三事業会社各社から郵便局会社への委託手数料は、郵便事業会社九百九十六億円、ゆうちょ銀行三千百五十五億円、かんぽ生命二千九十九億円というところでございますが、おおよそ、郵便事業会社一に対してゆうちょ銀行三、そしてかんぽ生命は二という割合になってございます。

以上でございます。

○中谷委員 御説明があったように、九八・四%がこれの手数料ということでございますが、そうすると、これからずっとゆうちょ銀行、かんぽ生命が郵便局に業務委託をしなければ、郵便局ネットワークの維持、また過疎地の郵便局における貯金、簡保のサービスの提供はできなくなると考えますが、この点はいかがですか。

○西川参事人 お答えを申し上げます。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命から見ますと、ゆうちょ銀行では、ただいまの貯金残高約百八十兆円のうち九割強が郵便局において預けられたものでございます。また、かんぽ生命保険の主力でございます個人契約のほぼ一〇〇%が郵便局において獲得をした契約でございます。

こういう事実からも明らかなように、この金融二社は、郵便局会社との受委託関係なくしては成り立たないビジネスモデルとなっております。したがって、郵便局会社とゆうちょ銀行、かんぽ生命との全国一括の受委託関係は将来にわたって継続する必要があるものであると考えておりまして、過疎地の郵便局における貯金、保険のサービスの提供も当然のことながらしっかりと維持されていくものと考えております。

以上でございます。

○中谷委員 これからも、業務委託をしないと、郵便局ネットワークの維持、局における貯金、簡保のサービスの確保が難しいということが確認をされました。私もそう思います。

では、今後どうやって長期的に業務委託を継続するかという問題であります。もう一つ大事なことは、単に業務委託をするだけでは不十分であ

りまして、過疎地の郵便局を維持するに足りる手数料、これを払ってもらわなければならないということでもあります。

ことはインセンティブ契約や人員の異動によって一定の収益は確保されましたが、これも現場の職員の方々の血のにじむような努力があってこそでありまして、現場は、将来に対して大変不安に思っております。

あと十年たつて完全民営化されたときに、もちろん、かんぽは、完全に株式関係もなくたつた民間企業になってしまいます。私は、完全民営化されたゆうちよ、かんぽが今のように手数料を払ってまで郵便局会社に業務委託するとは、少し疑問に思っております。それは、完全民営化ですから、株主がいて、株主訴訟を起こされるかもしれないということでありまして、社長が言うように、完全株式売却後も必要だからゆうちよ、かんぽが郵便局と契約を締結すると言われまして、その根拠を伺いたいわけでございます。

こういった点に対して、その根拠と担保をどこに求めたらいいか、社長に伺いたいと思っております。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

確かに、地方の過疎地の郵便局の中には、単独の郵便局としては赤字経営の郵便局が多々ございます。ほとんどそういう状態であるというふうに申し上げても過言ではないと思えます。しかしながら、これを金融二社は、一局ずつ契約をしているということではなくて、郵便局会社と一括の、そして長期の契約をしておることでございます。そういう契約の仕方では受委託関係を結んでおることでございます。

そして、現在は、移行期間中の十年間、この期間を契約期間としておるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、金融二社は郵便局を代理店として将来ともに受委託関係を結んでいかなければ経営が成り立たない、こういう状況でございますから、この十年という契約期間を、早い時期に、今からでもいいわけございま

すが、さらに長期化をして、十年を超える契約、例えば二十年でございませうか、こういった長期の契約を結ぶということも十分可能でございますので、長期的な受委託関係について担保すべきものが要ということであれば、適切な期間を選んだ、とりあえずさらに延長した契約とするということをやらせていただいてもよいのではないかと、こう考えておるところでございます。

以上でございます。

○中谷委員 十年をさらに延ばす、二十年をというお話がありました。そのときも西川社長さんにはぜひ社長さんを通じていただきたいと思っております。しかし、将来リーマン・ショックのようなこともあるかもしれませんし、外資系が株を買うということもありまして、やはり何らかの担保というものが要じやないかと思っております。

この問題のポイントは、やはり地方の郵便局につきまして業務契約がなされてネットワーク維持に必要な手数料が支払われることの確実な担保ということでありまして、この点が見直しの最大の課題ではないかと思っております。

郵政事業の存続につきましては、国民にとつても地方にとつても、株式処分を凍結すること自体に意味があるのではなくて、現状をどのように改善していくか、その改善によって国として最良の民営化の姿となっていくものであるということを示していくことが今重要なものであります。

今後とも、政権与党としても、しっかりと郵政の現状を検証し、郵政民営化をよりよいものにしていくということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○赤松委員長 次に、伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉でございます。まず冒頭は、政府に基本的なことを御確認させていただきたいと思っております。郵政民営化法上では、日本郵政株式会社は、ゆ

うちよ銀行、かんぽ生命の株式を、移行期間中、平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までには全部処分をしなければならない、こうされておりますけれども、一方、法律上株式をいつから処分しなければならないという規定はあるのか、これは政府に御答弁を求めます。

○振角政府参考人 お答えさせていただきます。思います。

今御質問がありました件でございますけれども、御趣旨のように、郵政民営化法第六十二条の規定によりまして、日本郵政は郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を移行期間中に処分しなければならぬという規定になっているわけでございますけれども、お尋ねの処分の開始時期については特段法律上規定はございません。

○伊藤(渉)委員 郵政の民営化法上では、ゆうちよ銀行及びかんぽ生命の株式を、今御答弁ありましたように、いつから処分しなければならぬとはされていないという内容でございました。

ここで、また改めて西川社長にお伺いをいたしますけれども、ゆうちよ銀行及びかんぽ生命の株式の処分の時期について現時点でどのようにお考えをいただいているか、改めて御答弁をお願いいたします。

○西川参考人 お答えを申し上げます。ゆうちよ銀行、かんぽ生命保険の金融二社につきましては、郵政民営化法の規定のほかに郵政民営化推進本部からの御指示もございまして、できる限り早期に上場が可能になるよう準備をいたしておるところでございます。

上場時期につきましては、さきにもお答えを申し上げましたが、遅くとも民営化後四年目、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められるということを前提に、民営化後三年目の上場が可能となるよう準備を今いたしておるところでございます。

しかしながら、具体的な上場スケジュールにつきましては、適正な価格で株式処分を行うことができるよう、市場環境を十分に見きわめながら判

断をしまいたいということでございます。

以上でございます。

○伊藤(渉)委員 社長は十一月二十八日の記者会見でも、日本郵政グループの中期経営計画について、現下の金融不安もあり公表にはもう少ししばらくかかるという趣旨の発言をされたこと聞いておりますけれども、この点についても、現状どのような状況になっているか、御答弁をお願いいたします。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

中期経営計画につきましては、この中間期の決算発表時に中期計画もあわせて発表させていただきます。たくべく準備を進めてまいりましたが、急激な経済情勢の変化や実体経済の悪化見通し等によりまして、金融分野はもうろんでございますが、物流分野におきましても、中期的な経営見通しを今固めるということにつきましては非常に困難な状況でございます。したがって、大体つくったものも、計画を策定したものも、さらに外部環境の行方も見据えながら、より慎重に見直しを進めていく必要があると考えて先送りをしているものでございます。

しかしながら、では、どこまでもやらないのかといえます。そうは当然まいりませんので、例えば株式上場がいつになれ、近い将来上場するということであれば、来年の夏ごろには投資家向けの説明会、いわゆるIRと言われるものでございしますが、このIRにも着手をしまいらなきやらない、こういうことになりましたので、その時期には当然マーケットに向けて、あるいはその他ステークホルダーの皆さんに向けて私どもの中期計画を発表していく、それについて御理解を得るという必要がございますので、そう長い間先送りを考えるものでもございません。

以上でございます。

○伊藤(渉)委員 今も御答弁いただいたように、西川社長、この中期計画、中期経営計画の公表時期も変更を余儀なくされる、そういう状況、これはよく理解ができますし、経営者として上場の時



期、さらには上場後の株式処分に至るシミュレーション、これを描いていくのが非常に難しい時期だと思っています。

そういう意味で、今少し触れてもいただきましただけでも、現時点で、環境が非常に流動的ですから大変難しいことだと存じますが、西川社長が具体的なイメージを描かれているものがございますしたら、この点についても御答弁をお願いしたいと思っています。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

現在の株式市場は、例えばPBR、時価総額と、会社の自己資本、ネットワースでございますが、これとの関係が、株価総額が会社の純資産、ネットワースを下回っている会社の方が過半数を占めている、六、七割そうなっているという状況でございます。

こういう非常に異常な状況に陥っておるということでございますし、こういった状況が改善されていくという見通し、これが果たしていつのことかということになりますと、なかなかこれについて確たる見通しを持つということが難しい状況でございます。したがって、市場の状況をやはりよく見ながら、この先適切な判断の時期を選んでいきたいということでございます。

以上です。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

率直におっしゃっていただいたとおり、非常に経営判断をするには難しい時期だと思えます。

一方で、これは政府にお伺いしますが、郵政の民営化委員会は三年ごとに見直しをすることになっておりますけれども、これが来年の三月に迫ってきております。この点についても、政府としても非常に難しい状況判断を迫られると思えますけれども、現状の進捗状況、そして今後のスケジュール等について御答弁をお願いいたします。

○振角政府参考人 お答えさせていただきますと思います。

郵政民営化委員会におきましては、今御指摘ございました三年ごとの郵政民営化の進捗状況に関

する総合的な見直しにつきまして、本年八月より本格的な調査審議を開始したところでございまして、現在、実情把握を中心に審議を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、これまで、第一点として、民営化会社、関係省庁あるいは関係業界等へのヒアリング、第二に、民間の有識者、オピニオンリーダーに対するインタビュー、第三に、郵便局の視察等を実施しておりますとともに、現在、国民一般から郵政民営化に関して幅広く意見を募集している最中でございます。

今後、委員会におきましては、引き続き幅広く実情を把握した上で、中立的、専門的立場から調査審議を行いまして、来年三月末までに郵政民営化推進本部長に、これは内閣総理大臣でございまして、けれども、意見書を提出する予定でござい

ます。

○伊藤(渉)委員 ここまでのお聞きをしてみましたけれども、冒頭まず確認をさせていただいたとおり、法的には株式処分を開始する時期は定められておりませんし、また、西川社長の答弁の中にもありましたけれども、株式の処分の時期は早くても民営化後三年目、一方で、目下の状況を踏まえて中期計画もなかなか策定が難しいような経営環境にある、そんな中で何とか上場をしようというところで、郵政各社、今血眼になって準備に追われているらう、そのように思えます。そして、あわせて、政府の方では来年の三月に三年ごとの見直しが行われる。

いろいろな状況が重ね合わされているこの現時点で、今回提案されている法律のように、凍結ということは果たして必要なかどうか、もう少しきちっと状況を見て判断をしていくべきではないかと私率直に考えますけれども、この点、提案者のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○長谷川(憲)参議院議員 伊藤先生にお答えを申し上げます。

私は、こういう状況であるからこそ、今法律で株式の売却を凍結すべきだというふうに思ってい

るんです。この民営化法の一環の問題点はどこかといえ、先ほど来お話に出ておりますように、貯金と保険が完全な民間会社になって、十年後にはもう政府としては銀行法や保険業法でしか手が及ばない組織になるということなんです。

ですから、今、西川社長が、十年間は安定的な契約をやるんだ、それを二十年にしてもいいとおっしゃいましたけれども、十年後に株を売り払ってしまったときに、それを買われた株主の人たち、これはどこかのハゲタカファンドになっているかも知れないわけですよ。その人たちが、いや、経営者の言うことなんか、それはもう全然株主の利益に反する、自分たちの思うとおりにやるんだと言われたときに、経営者も抵抗できない、国も何の抵抗もできない。そういう状況になっ

てい法律なわけですよ。

だから、これを早く見直さないと、先般発表された郵政の半年の決算、その前にも半年後の決算がありました。二回の決算を見てみると、郵便局株式会社の収入というのは、三つの独立した事業会社からの委託料、受ける方からいえば受託料で成り立っているわけですから、金融の二つの貯金と保険の企業から受け入れている金額というのが全体の八割を超えているわけですよ。そこが、何の縛りもない、ユニバーサルサービスをするという義務をどここの法律にも書いていない。独立して普通の銀行と生命保険会社になって、郵便局に本当に委託がされるらうか。先ほども疑問だという声がありましたけれども、私は、もうそんな独立した銀行が郵便局、全国津々浦々に赤字を出してまで委託をするなんというところはとて

も考えられない。

それは、竹中さんとも議論をしたところでありますけれども、ニュージーランドでも、郵便貯金を売ってしまった、それで郵便局からみんな出ていったわけですね。結果として三分の二の郵便局が閉鎖をされた。ドイツでは、同じようなことがあって、八割の郵便局が閉鎖をされた。それが日本で、今の二万四千の郵便局がそのまま残るはず

がないじゃないかと。

だから、そういうことについての見直しをすぐにもやらなければいけないんですけども、こういう政治情勢の中で、いつまでにきちんと法律ができて、ああ、安心だと言えるようになるかわからない。だからこそ、法律でちゃんと株の売却は凍結をしておいて、その間に腰を落ちつけて議論をしたらどうですかと。

到達すべき最後の姿については、各党いろいろなお考えがあると思います。しかし、これはもう政治の課題というよりも、国民生活を守るという意味で各党共通の課題だというふうに思いますので、私は、冷静な議論をするためにも、ここは経営者任せの株の売却ではなくて、きちんと法律で凍結をかけていただくべきものだ、そのように考えておりまして、そういう趣旨でこの法律を出させていたいております。

○伊藤(渉)委員 重ねて私から申し上げますけれども、冒頭確認したように、株式の処分を開始する時期はこの法律では定められておりません。また、法律を提案されている皆様方も、総論としては民営化そのものに反対をしているわけではないと私は理解をしております。そういう意味では、こうした状況下で、現時点で株式を処分することだけをとめるということではなくて、必要であれば、全体の議論を進めていくことが当然の帰結ではないかと思えますということを申し上げておきたいと思えます。

最後になりますけれども、またこの株式上場に対して、これまでも御質問ありましたけれども、現在のこの世界金融の混乱の中にあるものの、日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行、そして郵便保険会社の株式上場、これはとりもなおさず、海外の投資ファンド等の参入も無視できない、こうした問題になってまいります。既に、信託型のライツプラン、こうしたものによる買収防衛策を講じているようにございますけれども、より一層万全の対応、こういったことも考えていく必要がございます。この点について、あわせて、やはり現時点

の西川社長のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

金融二社には、導入する敵対的買収防衛策について、既に、企業買収についての有識者でございますとかあるいは市場関係者から意見を聴取いたしまして、国会審議等での御議論や他の民間会社における導入状況などを踏まえまして、幅広く検討、議論を行いつつ、これらをもとに、民営化時に金融二社の定款において、敵対的買収防衛策の導入と守るべき企業価値の定義を規定したところでございます。

現時点では、先生御指摘のとおり、信託型ライツプランを採用いたしまして、企業価値の向上が認められないという場合には、原則的に防衛策を発動するという事を考えているわけでございます。

買収防衛策のあり方につきましては、まだ市場や経済界において議論の過程にございますので、そのスキームの最終決定、そして導入手続は株式上場までの適切な時期に判断をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○伊藤渉委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○赤松委員長 次に、逢坂誠二でございます。

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。大臣、よろしく願っています。

それでは、時間もございませんので、早速、私から端的に何点か質問をさせていただきますと思います。

郵政の分割・民営化が進みまして、正式にスタートして一年がたったわけですが、まず最初に、西川社長にお伺いしたいんですけども、分割・民営化後の一年間、この間の評価ですね、これはどうお感じになっているか。よかった、悪かった、課題あり、なし、そのあたりについて、まず西川社長とそれから鳩山総務大臣の方に、一年間の評価についてお伺いしたいと思います。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

民営化をいたしまして一年二カ月ほど経過をしたところでございます。民営化会社の経営、そして業績面につきましては、民営・分社化当初は、郵便局の業務ふくそうでございますとか一部システムのふぐあい、あるいはふなれということがございまして、お客様に御不便、御迷惑をおかけする事態が生じておりましたが、その後は大きな混乱もなく、この上期はまず平常時の運営に戻ったと申し上げてよいのではないかと思います。

しかしながら、各事業ともいろいろな課題や問題点を抱えております。こういったことにつきまして、さらに引き続き、この課題の解決そして問題の解決に注力していく必要がある。その中で、顧客サービスの充実、そして大きな課題でございます各事業会社の効率化策の実行、これが目下のところ最も重要なことであると考えておるところでございます。

以上でございます。

○鳩山国務大臣 郵政民営化から一年余り経過しております。来年三月末をめどに民営化委員会が見直しというものの案をつくっていくんだらうと思っております。もちろん、総務省としても、この一年間のあり方については十分に、できれば検証まで本当はしなければいけないだろうと。そういう思いで見えてきておりますと、日本郵政グループ各社で、例えば国際物流とかローソンとの提携とかクレジットカードとかがん保険の販売とか、いろいろ新しい事業をやっておりますが、必ずしもすべてが好調というわけでもないと思えます。

官から民へという大きな流れの中で郵政民営化というものは行われた。しかしながら、いつも申し上げるように、光があれば影があるわけで、大胆な郵政民営化という大仕事をやっただけに、影の濃さもやはりかなりのものがあるのではないかと、こう考えるのが当然であって、直すべきところは正していく、見直すべき点は見直していくということが私どもの、少なくとも私の基本的な態度でございます。

例えば、簡易郵便局が、一時閉鎖された数かなり多かった、これはまた少し戻ってきてはおりますけれども。あるいは、郵便局長さんが集荷できない。昔は、郵便局長さん来てちょうだいといつて集荷する、その信頼関係の中で郵便ネットワークによる宅配が行われたりしていた。そうしたことがだめになっていく。そういうことを考えますと、金融サービス、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、正式名称ではありませんが、やはり私は、これらのサービスがユニバーサルサービスとして継続されるべきだと考えております。

それが、もし二つの会社が移行期間経過後に完全に糸の切れたことになって、つまり、国あるいは日本郵政から全く離れた純粹の民間銀行、民間保険会社になったときに、その手数料によって成り立っている郵便局会社、郵便事業と郵便局会社はユニバーサルサービスだ、こういうふうになっているわけですか。しかし、手数料収入が入らなくてこのユニバーサルサービスが壊れてしまうというふうなこともやはりあつてはいけないと私は思っておりますから、そういう意味で、これはなかなか複雑、微妙であつて、どういふふうに見直していったらいいのか、これは与野党の垣根を越えて議論をすべきことではないだろうか、こう思うわけでございます。

もうちょっといいですか。ちよつと余計なことを申し上げますが、私は、郵便局というのは一つの日本の文化であつたことは間違いない。その地域の、地域社会というのか、この間ゲマインシャフトという言葉を使つたんですが、その中核に郵便局長さんたちがしばしばおられたわけでありまして、この文化というものは日本独特のものであつて、何も欧米の猿まねをする必要は全くないわけで、この文化が壊れるようなこともあつては困るなど正直思つております。

○逢坂委員 今のお二人の認識を伺つて、総務大臣からは極めて重要な発言があつたかなというふうに思つております。完全な、純粹な民間化されることへの懸念という発言がございました。ある

いは、これまでの文化というようなこともあつたわけでございます。

一方で、私、西川社長の認識を聞いておりました、当初は混乱があつた、システムのふぐあいがあつた、でも上期は平常だったというような話をされましたけれども、果たしてそうなのかなという認識を持つてございます。

まあ、それはちよつと置いておくこととしたしまして、今のような総務大臣の認識あるいは西川社長の認識を踏まえまして、株式の処分に関して、現時点での見通しとか予定される日程というのはどのように想定されているか、お伺いしたいと思ひます。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

これまでほかの先生方の御質問にお答えしてきたところでございますが、株式の処分につきましては、やはりまず上場ということでございまして、これが遅くとも二〇一一年、そして東証の特例措置が認められるということ前提にしまして二〇一〇年度、これを目標といたしまして今準備をしておるということでございます。しかしながら、マーケットの状況が急変をしておりますので、その時期については慎重に判断をしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○逢坂委員 私は、株式の処分についていろいろな考えはあると思うのですが、先ほど伺つた現状認識が相当にやはり甘いのではないかと、いうふうに思うわけですね。確かに、マーケットの動向ということをおつしやられました。しかし、マーケットの動向以前に大事なことがあるというふう

に思つております。まず利用者の皆さんの声でございますけれども、日本郵政株式会社で郵便局等の顧客満足度調査というのをやりになられているそうですが、これを拝見いたしますと、何と六七・三％のユーザの方がこの民営化後の状況について満足と答えているという御認識をお持ちのようなんです。



ね。これはアンケートの結果がそうだというふう  
に言っているわけです。本当に皆さんそのように  
お考えになっておりますか。私は、それは全く違  
うと思うんですね。

例えば、手元に、これは郵政関係のある団体か  
らいただいた要請書によりまして、各種手数料が  
大幅に値上げされた、ATMの撤去があった、簡  
易郵便局の廃止があった、年金の引き落としがで  
きない、総合担務が廃止されて郵便を配達する職  
員に貯金などを預けることができない、あるいは  
郵便の遅配や誤配が増加している、あるいはポス  
トを撤去する、あるいは郵便物の取り集め回数の  
削減があるというようなことで、非常に問題が多  
いということが言われているわけです。

それから、ここにジェイピー総研リサーチとい  
う雑誌がございまして、これを見ると、民営化に  
伴う事務手続の煩雑さや分社化による業務範囲の  
限定などでお客様への利便性に大きな影響が出て  
いる、それから、労働力の裏づけについても、基  
本的な要員問題の解決に至っていないとか、問題  
だらけだということを言っているわけです。

さらに、この雑誌の中を見ましたら、山形県の  
西川町長さんという方が、この方は郵便局に長く  
お勤めになって、局長も務められていた方であり  
ます。この方の文章に、「民営化としてスタート。  
一年が経過しました。「民営化になって良くなっ  
た」、「良かった」と言う声は、利用者から或いは職  
員からひとつでも寄せられているでしょうか？」  
という問いかけをしていて、いろんな声は聞かえ  
てきますけれども、私には全くノーですというふ  
うに言っているわけです。

まさに郵便局の局長さんとして現場にいた方、  
そして今自治体の長をやっている方からもちろ  
う話が出ているということでありまして、私は、  
やはり、現状認識が相当違っている中で当初決め  
られたプログラムどおりに進むのはいかなるもの  
かというふうに思っております。

そこで、西川社長にお伺いしたいんですけれど  
も、郵便局に対して、民営化されるされないにか

かわらず、国民の皆さんが求めているものは何だ  
と思いますか。先ほど総務大臣からユニバーサル  
サービスなどという言葉が出ましたので、大臣の  
方の御見解はよろしいのですので、西川社長、それ  
はどう思われますか。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

国民の皆様に対するサービスといたしまして  
は、まずは郵便局ネットワークをきちんと維持し  
ていく、そしてこのネットワークを通じてサービ  
スを提供する、これが出発点であろうと思いま  
す。

そのサービスの内容につきましては、民営化に  
よりまして、従来やっていたものが一部でなくな  
った。例えば郵便配達の方が行っておった総合  
担務ということでございますし、また、郵便局長  
がやっておりました地元特産品の集荷、ゆうパッ  
クで送っていたために集荷、こういった集荷の方  
は車による集荷ができなくなった、こういった変  
更が一部ございました。

そういった変更あるいは仕組みの変更によりま  
して、お客様に從來どおりサービスができないと  
いったことについては、郵便事業会社としてゆう  
ちょ銀行、あるいは郵便局と郵便事業会社との間  
の連携関係の中で解決策を見出し、それを実行し  
ていく、そういうことでサービスの、旧来のサー  
ビスでございますね、これの維持を図るところでござ  
います。

以上でございます。

○達坂委員 私は、今の西川社長の話を聞いて、  
多分、国民の皆さんが期待していることと全く違  
う感覚でお話をされているんじゃないかなと思う  
んです。国民の皆様が郵便局に期待しているの  
は、本格的な生命保険や本格的ないわゆる銀行業  
務を期待しているのではないというふうに思うん  
です。いわゆる保険業法や銀行法に規定されるよ  
うなものを期待しているのではなくて、簡易で簡  
便で身近に利用できる、簡単に利用できる、そう  
いうサービスを期待している。あるいは郵便など

に關しても、気軽に、全国どこにいても同じよう  
に出せて、同じような料金で簡単にやれる、そう  
いうものを国民の皆様は期待しているはずなん  
ですね。

ところが、今回の改正ではそれとかけ離れたこ  
とをやろうとしているということを、出発点が国  
民の意識と違っているということをぜひ御認識い  
ただきたいと思うんです。難しい言葉をどんなに  
並べても、それは国民にはずんと落ちません。  
地域を歩いていると、おじいちゃん、おばあちゃ  
んたちから聞こえてくる声はそんな声ではないん  
です。このことをまず指摘しておきたいと思いま  
す。

それから、これはこれまでも何度もこの場でも  
言われていることですが、郵政民営化準備室がア  
メリカと十八回にわたって交渉というか会議とい  
うか会合というか、これを開催しているというこ  
とでございました。仲間の議員も私もこの点につ  
いて、開催時期や人数や内容について明らかにせ  
よというふうにこれまで何度も言ってきました  
が、明らかにできないという部分が相当に多いと  
いうことでございましたけれども、政府参考人に  
お伺いしますが、今もってこの姿勢は変わりござ  
いませんでしょうか。

簡潔にお願いします。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思いま  
す。

御指摘の十八回の会合につきましては、昨年十  
一月……（達坂委員）できるかできないかだけで  
いいですと……六月に当委員会の理事会に提出さ  
れた資料に加えまして、委員会の理事会で説明さ  
せていただきましたけれども、当時の担当者から  
話を聞かせていただきました。

その結果、十八回あったわけでございますけれ  
ども、面談者等につきましては、当方がそのとき  
に……（達坂委員）今までの以上を出せるか出せな  
いか聞いているんです」と呼ぶそこで聞きました  
ところによりますと、この交渉というものは……  
（発言する者あり）可能な限りそこで説明させてい

ただいたところでございます。

○赤松委員長 達坂誠二君。（発言する者あり）

今達坂君が質問しようとしているんだから……  
（発言する者あり）

達坂君。

○達坂委員 今回のこの件に関して、例えば平成十  
七年の十月の答弁ではこう言っているんですね。  
これは、当時の竹中国務大臣でありますけれど  
も、外交上の会談内容や民間関係者との面談内容  
または相手方の氏名その他を相手方の了承なくし  
てこの場で個別具体的に申し上げることは差し控  
えたいというふうに言っているわけですね。このと  
きはこういう答弁をしているんですね。外交上の  
問題だから答えられないんだという答弁をしてい  
るんですね。これは、平成十七年十月十一日の郵  
政民営化に関する特別委員会、我が党の石岡議員  
に対する答弁なんです。

ところが、先般、これは二十年の二月八日予算  
委員会、まさに今の原口委員に対する答弁でござ  
いますけれども、当時の準備室の担当に聞きに行  
かせましたところ、メモを作成したケースはあつ  
たと思われるが、面談の内容が儀礼的なものや日  
米規制改革及び競争政策イニシアチブなどで主張  
されている要望と同様の陳情的なものなどであ  
り、保存を要するほどのものではないから破棄さ  
れたというふうに言っているわけですよ。全く整  
合性がとれていないんですよ。

外交上の重要なもので相手の了解がなければ出  
せないと言っていたものが、実はそんな重要なも  
のじゃないから破棄をしたなということをやっ  
ていること自体が、私はそもそもおかしいと。

なぜ私がこういうことを言うかという、今回  
の民営化に関してアメリカの圧力でやられている  
んじゃないかという懸念が国民の中にある、だか  
ら、これは、その政策を推進する皆さんは、そう  
じゃないんだということを国民に説明する責任が  
あると私は思うんですね。ところが、外交上の秘  
密で出せないと言っておきながら、今度は輕易で  
捨てている。結局は、説明責任を逃れているだけ

じゃないかという指摘を強くしておきたいと思ひます。

では、きょう、法案の内容でございませうで……（発言する者あり）では、どうぞ。

○振角政府参考人 では、重ねて答弁させていただきます。

過去においていろいろなりとりがあつたことは私も承知しております、その間、メモとしまして、理事会にやりとりの概要については御報告させていただきました。その後、さらに何かできないかということで、当時の担当者からも当時の室長がヒアリングしまして、その内容については理事会では説明させていただきました。ただし、指摘がありましたように、当時メモは残っていませんかつたということございまして、当時の担当者から聞き取りした内容については説明させていただいたところ、現在までの状況でございます。

○逢坂委員 いずれにしても、当初は外交上の問題だというふうに言っていて説明しない、今度はメモがないというふうに言っているというのは、国民に対する全くの背信行為だというふうには私思うわけでありまして、その点は強く指摘をしておきたいと思ひます。

さて、そこで本法案の提案者にお伺いをしたいんですけれども、簡潔で結構ですので、今回凍結をするということの趣旨、意味について簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○那谷屋参議院議員 お答えいたします。

本法案が前提いたします郵政事業の見直しにおいては、株式保有も含む郵政会社のあり方についての検討も大きな論点となり得るというふうに考えられるわけでありまして、しかし、こうした見直しを行うとしても、一度処分された株式を、例えば政府、日本郵政株式会社の責任のもとで確実に買い戻すということをしように思つても、そこに困難を伴うということから、あらかじめ、政府、日本郵政株式会社による株式の処分が凍結されることを法律上きちんと担保しておく必要がある

る、このような理由からこの法律案を提出し、可決をお願いしている次第でございます。

○逢坂委員 最後に何点か指摘をして終わりたいと思ふんですが、まず一つは、やはり私は、今回のこの株式の処分というのは凍結すべきだというふうに思ひます。その理由を五つ述べさせていただきます。

一つは、国民、ユーザの皆さんが今回の民営化によって大変不利益をこうむっている、この状態のままでこの会社の形態を存続していくということは、やはりどう考えてみてもおかしいだろうというふうに思ふんですね。それはさまざまな声が多分皆さんのところにも来ているはずだと思ひます。

もう一点が、現場、職場の皆さん、よく郵政の皆さんはフロントラインというふうに呼んでいらっしゃるんですが、現場が物すごく混乱をしている、職員の皆さん方は夜も寝られないというような方たちがたくさんいる、この状況を放置したまま、あらかじめ法で決まっているからといって株式を処分するということについては、やはり私はとめるべきだと。

それから三つ目ですが、経営の見直し、先ほど新事業については余りうまくいっていないという話でございます。あるいはまた、郵便事業についても必ずしも見通しが明るいわけではないという話はいろいろなところで聞かれるわけです。経営の見通しが立たない中で、株式というものは軽々しく扱うべきではないというふうに思ひます。

それから四つ目、政策の正当性であります。政策の正当性、これは一体だれがどういうふうに言つてこの郵政分割・民営化が行われたのか。アメリカの声があるんじゃないかということに対して政府の皆さんが全く説明ができない状況の中でこれを推し進めている。政策のレジテマシーという点でもこれは問題があるということでありまして、それから最後です。この郵政分割・民営化を推

進した当の政府・与党の皆さんが、現時点、きょうこの時点で大きく揺らいでいるということでありませう。きょうも、お聞きしますと、郵政分割・民営化を推進するだか堅持するだかという議論ができるかどうか、あるいはまた、逆の動きで、総理大臣が、実は株式の売却については少し凍結した方がいいんじゃないかという話が出るとか、あるいは、先ほどの総務大臣の発言もそうでありませうけれども、完全民営化になつたら懸念されることがあるような話が出るとか、この政策を推進した当の政府・与党、その人たちが自身が、みずからが今揺らいでいる。こういう状況の中で、この制度の根幹を揺るがすような株式の処分については見合わせるべきだというふうに私は思ふんです。

総務大臣にまずこの御見解を伺つて、最後に法案提出者に見解を伺つて終わりたいと思ひます。

○赤松委員長 鳩山総務大臣、時間が来ておりますので短目をお願いいたします。

○鳩山国務大臣 さまざまな議論が党内にもあると思つております。私は、不都合が生じたり、あるいは将来不都合が生じそうであるという予測が明確になるならば、それは見直しは積極的、大胆に進めるべきだと思つております。

○大久保(勉)参議院議員 三点だけ簡潔に申し上げませう。

私どもは、まず、政府の郵政民営化に関してはさまざまな問題が生じているということ、二点目としましては、これからの問題が広がつていくということ、そこで見直しが必要であります。理念としましては、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供が必要である、こういうことでございませう。

○逢坂委員 終わります。どうもありがとうございます。

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

郵政株式処分停止法案について質問をいたします。

三年前の郵政民営化の特別委員会でもずっと議論をしてまいりまして、そのときに、何よりも郵政民営化でサービスは維持をする、サービスは向上する、利便性の向上だとさんざん約束をしたわけでありませう。実態はどうか、その検証こそ必要だ。

その点で、一つ取り上げたいのは総合担務の問題でございますが、郵便局の方が、郵便屋さんが郵便配達時に貯金を預かつたり、保険、年金を届けたりする、こういう業務、総合担務がこの郵政民営化に伴つて廃止となりました。鳩山大臣も、十一月二十一日の記者会見の場で、なじみの郵便配達をされる方が私の簡保の積立金を持つていつてくれる、こういうことができない、こういう話があると述べておられます。

今まで行われていたサービスが行われなくなるんですから、これはサービスの向上どころか後退だと私は思ふんですが、この総合担務の廃止によつてサービスがよくなったと言えるのか、大臣に率直に伺ひます。

○鳩山国務大臣 以前に答弁したとおりでございます、やはり民営化という大きな流れについては、これは大改革として推進しなければなりません、郵便局というのは一つの日本の文化をつくつてきたことも事実でございます、なじみの郵便配達をする人が、簡保のお金を預かることができなくなる、あるいは定額貯金に積むお金を預かることができなくなつていくという、総合担務ができないという状況は決していいことではないから、あるいは先ほど申し上げた、郵便局長が集荷できなくなつていくという状況もあります。

で、その辺どういふ改善をしたらいいのか、これは検証しながら、具体的にいい方法を考えていくべきだと考えております。

○塩川委員 今までのサービスが提供されなくなる、いいことではない、結果として悪くなつていくという事態であります。

金融サービスの問題では、あわせて、この間の株価の下落も反映した投資信託が大きく落ち込むという問題がございます。

そこで、日本郵政に何点か伺いますが、この投資信託の基準価額、一万に対して、今幾らぐらいいなっているか。十六種類あります投資信託について、下落幅が一番小さいもの、全体下がっていると承知しておりますけれども、下落幅が小さいものと、大きく下落をしている、その数字についてお示しいただけますか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

ゆうちょ銀行におきます投資信託の販売は公社時代の二〇〇五年十月から開始しております。現在、取扱商品は九種類、十六商品となっております。

これらの取扱商品につきまして、直近の基準価額につきましては、最も高いものが野村の世界六資産分散投資、安定コースで八千三百十円、最も安いものがDIA M世界リートインデックスファンドで三千四百七十五円でございます。

○塩川委員 すべての下がっている中で、いいものでも八千円台、悪いものでは、REITということもあります、三千円台ということです。大きく下落をしておるわけです。

そこで、今、日本郵政、ゆうちょ銀行におきまして、この口座全体の評価損率が一定割合以上の顧客に対しアフターフォローするということをお願いしております。評価損率が一定割合以上、私は二割以上、二〇%以上というふうに聞いておりますけれども、そういう顧客というのは、今、投資信託の全口座、五十四万口座というふうに承知しておりますが、そのうちのどのぐらいの口座数になるのか、お示しください。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

ゆうちょ銀行におきましては、委員御指摘のとおり、従来より、口座の評価損率が一定率以上のお客様に対してアフターフォローを行っておりますところでございます。

この十月及び十一月には、全受益者約五十四万

口座のおおむね半数に当たります約二十六万人のお客様に対してアフターフォローを実施したところでございます。

○塩川委員 この評価損率が一定割合以上にアフターフォローする。今言った二十六万の数というのは、これは二割以上下落ということと承知しておいてよろしいですか。その点だけ確認。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

正確に申しますと、百万円以上御購入になられましたお客様につきまして、評価損率が二〇%以上ということでございます。

○塩川委員 五十四万のうち二十六万ですから、半数の方が二割以上下落をするというのが実態であります。郵便局に預けている方というのは小口の方で、貯蓄性の高いものをとということとやっている。そういう方々の中に、結果としてこういった投資信託の運用を通じて下落をするような事態が大きくなっているわけでありまして、不安の声も広がっているわけでありまして、郵便局への信頼を大きく損なう事態にもつながっている。

あわせて、日本郵政の方で今わかれば教えてほしいんですが、簡易郵便局の閉鎖というのにも数多いわけですが、民間化直前の公社の最後の時点の簡易局の一時閉鎖が幾つで、現時点での簡易局の一時閉鎖が幾つかというその数字、お示しいただけますか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

一時閉鎖局の局数でございますけれども、九月末で四百七十七局でございます。

○塩川委員 もう一つの、民間化直前の公社の最後のときには幾つだったか、その数字はわかりますか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

直前が四百七十七局、十一月末で見ますと四百四十四局というふうになっております。

○塩川委員 違うんですけれども、つまり、民間化の時点では四百七十七なんですが、そのときに、一度に六十八局を閉鎖しているんですよ。ですから、それを差し引きしますと、公社の時代の最後と

いうのは、一時閉鎖は三百四十九なんです。それに対して今現在四百十七ということであれば、大きく減少したまま、そういうことは明らかであるわけで、この点でも金融サービスが後退をしている。ATMの撤去や手数料の引き上げなどを初めとして、金融サービスをとりましてもこれだけの大きな後退をしております。

そこで、法案提出者の方にお伺いをしますが、総合担務の廃止や簡易郵便局の閉鎖など、郵政民営化によって金融のユニバーサルサービスが投げ捨てられる結果になっているのではないのか、このことを思うわけですが、お考えをお聞かせください。

○自見参議院議員 先生御指摘のとおり、総合担務の廃止、決して好ましいことではないというふうに鳩山大臣も言われましたけれども、そういったことが出てきた原因と結果というのがあります。それは決して個人に帰するものでなくて、この法律が持っている総合的欠陥だ、構造的欠陥だ、そういうことを我々は御存じのように申し、それが、今はもう、まず過ちを直すにしかず、こういうことでございまして、まず株式の売却を凍結して、そしてまさに、これはいろいろなお立場もございまして、本場に、明治以来続いていた、国民のための、特に過疎地における金融の基本的なライフラインと申しますか、そういったことをきちっとやはり確保するような構造にやり直さねばいけません。三事業一体だというふうに我々は申しております。

そして、何も、利益、利益、利益というのはもう民間、普通の株式会社の本質でございますが、その中にも、そうではなくて、公共性と公益性を含む、やはり国民のものである、そのことをきちっと組み直していかなきゃならない、そういうことでございまして。

総合担務の廃止というのはその結果出てきたこととございまして、そのことは先生もよくわかりだ、こういうふうに思っております。

○塩川委員 サービス向上を掲げた郵政民営化

が、現状としてサービスの後退になっているわけですから、見直しが必要なので、そういう点でも、郵政株式の売却の凍結というのは何よりも求められている、そのことを述べて、質問を終わります。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 まず、凍結法について伺いますが、参議院で可決されて、一年放置されてきたわけがあります。与党の責任は大きいと言わなければなりません。

この一年、随分経済環境は変わってまいりました。バブルははじけ、国際的な金融危機のあらしの中に、今、日本経済も巻き込まれている、こういう客観的な状況がございまして。

そこで、まず提案者に、今回のいわゆる凍結法が可決されることでどういったことが期待されるのか、この点についてお伺いいたします。

○近藤参議院議員 お答えをいたします。郵政民営化法の成立以後、今ほど来御議論がありました、全国各地で数多くの簡易郵便局の閉鎖がございました。千を超える郵便局で郵便配達業務の廃止がありました。過疎地におけるATMの撤去もたくさんありました。そして、送金手数料の大幅な引き上げもありましたし、今ほど議論がありました総合担務の廃止という問題もありました。また、現在においても、株式の処分を前提とした対応が進められておりまして、サービスの切り下げが進行してきております。これらによりまして、郵便局の現場では混乱が生じ、国民の間に郵政民営化や郵政事業に対する不安が広がっております。

本法案によりまして、まず株式の処分の凍結を法律上担保することでこれ以上のサービスの低下を防ぐということが第一でありまして、その上でさらに、郵政民営化を見直すことによってユニバーサルサービスや国民の利便性の確保が図られることが期待できる、このように確信をしております。以上でございます。

○重野委員 今、提案者の答弁を聞いて、我々と全く同じ目線であらえておられるという点について、まずまずこの法案を成立させていかなければならぬ、このようなことを実感いたしました。

次に、かんば会社について聞きますが、郵便保険会社はいわゆるサブプライム関連の投資を行っているといふ国会で答弁されてまいりました。ディスクロージャー誌においてもそのように公表されておられます。今回のこの危機の特徴は、どこにどれだけサブプライム関連の損失が潜んでいるのかというのが不明なところに問題があるわけですね。

くどいようですが、間違いなく投資は行われていない、このように断言できるのか、お伺いいたします。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

ゆうちよ銀行、かんば生命におきまして、サブプライムローン関連証券化商品については保有をしております。

○重野委員 では、理論的に、こういうサブプライム関連の商品を購入してはならないということが規定づけられているんでしょうか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

ゆうちよ銀行、かんば生命の資金運用につきましては、貯金者や加入者に対して、貯金の元利金や保険金等の支払いを確実にを行うため、事業の健全経営を確保していくことを基本に実施をしているところでございます。

このような考え方から、海外への投資につきましては、外国国債のように比較的シンプルな資産への投資を中心に行っておりまして、サブプライム関連証券化商品のような複雑な仕組みの債券には投資をしてこなかったというところでございます。

○重野委員 竹中前郵政民営化担当大臣はこのように言ってきたんです。大変大きなお金を集めている今の郵政が、その制度的な縛りがあって一定の投資活動しかとれない、それを、より自由な投資選択の主体になつていただく、こういうふうな

述べておられました。

株式を処分する、つまり、国が株式を手放して、自由な投資選択を株主の意向に沿って行うということになれば、今回たまたま私は思っておりますが、手を出していないかったサブプライムローンに手を出し、巨額の損失を出す可能性があったのではないかと、このように思っています。

そこで、将来にわたって、サブプライムローン問題と同様なことが起こる可能性は十分にある、このように思っています。郵政が預かっている貯金や保険は、国民が最も郵政を信頼し、安心して預けているわけです。これを、小泉、竹中流に、国際的な投機の渦中に、自由な投資選択などという言葉でつぎ込むことは断固としてやめなければならぬ、このように確信いたします。民間企業の論理だけで運営されてはならない、それは郵政を信頼している国民を裏切ることになる、このように思うんですが、その点について、提案者の見識、認識をお伺いいたします。

○近藤参議院議員 お答えを申し上げます。

郵便貯金と簡易生命保険の資金は国民の貴重な財産でございます。金融危機や金融不信などが叫ばれる中で、民間企業の論理だけで運営しては行けない、国際的な投機の渦中にこの大事な資金をつぎ込むことには問題があるのではないかと、反対だという委員の御指摘はごもっともなことだというふうに思っております。

先ほど、竹中当時の担当大臣のお話ございました、発言がございました。自由な投資選択の主体になるべきだと。もし、今のアメリカ発の金融危機と、先ほどの自由な投資選択の主体になる、これを重ね合わせたときに、一体どういう事態になっていたか、考えるだけでもちょっとぞっとする気がいたしております。

本法案は、まさに国民が安心して信頼できる郵政事業が行われるようにするために、政府、日本郵政株式会社による株式処分を凍結した上で、郵政民営化の見直しを行うとするものでありまして、ぜひとも委員各位の御賛同を賜り、可決いた

だくことをお願いする次第でございます。

以上でございます。

○重野委員 大臣に伺いますが、大臣は、きょうも再三答弁に立っておりますけれども、二十五日の参議院の総務委員会、見直しがあつてしかるべき、日本郵政が株を全部売ってしまった場合ユニバーサルサービスはどうなってしまうのか、このように述べておられます。

私は、その大臣答弁を聞きながら、今回の凍結法は大臣のお考えと方向性が一致している、こういうふうにいるんですが、大臣の御認識を。

○鳩山国務大臣 民営化という大前提は崩さない、そして、民営化して今のうちに日本郵政とあ

と四つの会社をぶら下げる形でやっていく、そこで問題があれば見直していこうという意味では、先ほどから提案者や先生が話されていることと、私自身そんなに方向は違わないと思います。

ただ、株式の売却を何も今凍結する必要はないという点で全く異なっているわけでございます。そして、来年の三月に郵政民営化委員会が見直しの案というものを提出してくるわけでありましょう。そして、我々も不断に検証を続けていく中で、将来の形がどうあるべきか、それは本当に、見直しをやっていく中で、今の分社化のあり方だつて見直す可能性はゼロではない、どこかどこかをくつつけるということだつてあり得ないことではない、私はそう思っております。

総理がおっしゃる通りに、今の金融情勢の中で株を売るといふことはあり得ないと思ひますし、また、先ほど森山先生からお話があったように、上場しないで相対でどこかに株を売るといふこともあつてはならないと思ひますし、会社というものは三年間ぐらいどんな会社になるかじっくり実績を見てもその後上場するという意味でいうと、例外規定もできるだけ使わないで、西川社長とは若干意見が違つてもいいと思いますが、私は、平成二十二年の四月になつてから考えればいいことではないか、こういうふうには思っております。

○重野委員 そのほかもつと通告しておつたんで

すが、もう時間が来てしまいましたので、答弁を予定されておつた方には大変恐縮ですが、御理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○赤松委員長 次に、亀井久興君。

○亀井(久)委員 国民新党の亀井久興でございます。

けさほどのいろいろな議論を聞いておりまして、三年前、あるいはまたそれ以上前からこの議論をやつていたわけでございますが、その当時のことをいろいろ思い出しながら聞いております。

あの当時から、間違つた民営化を強引にやれば必ずこういう結果になりはしないかという懸念を持っていたわけでございますけれども、今の現状、また与党の皆様方からも御指摘のあつたような点は、当時私も十分に懸念をしたことであり、また議論をしたことばかりだと思ひます。そういう中で、今一斉に見直しが必要だと思ひます。な空氣が次第次第に強くなつてきていると思ひます。ということは、とりもなおさず、あの分社化、民営化ということ、その基本的な制度設計、ビジネスモデルにやはり誤りがあつたのではないかと、いうように私は思つております。

先ほど来、鳩山総務大臣、かなり踏み込んだ答弁もされておられて、分社化についても見直すこともあり得るというふうな、そういう趣旨の御答弁もあつたように思ひます。

そもそも、郵政三事業というものが、官から民への流れの中で民営化、民営化ということになつていったわけでございますけれども、郵政三事業が本当に民営化の対象になるような事業であつたのかどうか、その点の基本的な御認識を大臣に承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 私は全くうそをつけない人間だといつも申し上げておりますから、当時のことを思えば、郵政民営化ということについて、私は、これが本当にいいことなのかどうか、党内でも大激論がある中で、賛成すべきか反対すべきか、相

当迷いました。ただ、今先生おっしゃいましたように、官から民への大きな流れというものがあ  
る、そして、民営化された中で、それは、効率化  
すること、あるいは新しく生まれ変わっていく中  
でいいこともあるだろうということで、最終的に  
は賛成をなし、私は、民営化ということに賛成  
したことについては、今でも間違ったとは思って  
おりません。

しかしながら、私がそれぐらい迷ったわけでござ  
いますから、民営化することによって、日本の  
郵便、郵政、あるいは郵便局という一つの文化、  
日本独特の文化、地域コミュニティ、ゲマイン  
シャフトといったような文化が破壊されるような  
ことがあってはいけないわけで、そういう意味  
で、先ほど総合担務のお話もありましたが、影が  
いろいろ出てきているならば、その影は早く取り  
除いていかなければならないし、見直しというの  
もできる限り大胆に行っていく方がいい、そう  
思っております。

例えば、亀井先生は、私、大変すばらしい先輩  
議員として御尊敬申し上げますが、あのような  
郵政民営化の中で、今は先生と政党を異にしてお  
りますことは大変残念なことだと今でも思うわけ  
でございます。この場合、与野党の垣根を越え  
て、今後の日本郵政を初めとする五つの会社のあ  
りようについてはみんなで正しい見直しをやっ  
ていくべきだ、こう思っております。

○亀井(久)委員 もともと郵便局の仕事というの  
は、もちろん事業でございますから収益性を求め  
るということは当然ですけれども、その一方にお  
いて高い公共性、公益性を持っているということ  
は申し上げるまでもないと思います。ですから、  
地域の生活の拠点として国民から信頼され、愛さ  
れて長い間続いてきたということだと思えます。  
その収益性と公益性、公共性というのを両立さ  
せる経営形態としてどういう経営形態がいいのか  
という、この議論はさんざん私どもやってきたわ  
けですね。そして、その議論の結果として、橋本

内閣当時、今から十年前ですけれども、中央省庁  
等改革基本法、その中で、新しい国営の公社とし  
て再出発をさせるべきだ、そういう結論を得たわ  
けで、そのときに、御承知のとおり、「民営化等の  
見直しは行わないものとする」という、わざわざ  
条文に入れているわけです。

ですから、私は、あの議論をやるときに、もし  
民営化をするのであれば、その中央省庁等改革基  
本法の条文を見直すという、そこからスタートし  
なければこれはおかしいですよ、いまだにその法  
律は生きていて六法全書にも載っているというよ  
うな、そういうことで民営化がそもそも進められ  
るということはおかしいじゃないかということも  
言っていたわけでございます。

そこで、今、私思い出してみますと、小泉総理  
が国会でこういう答弁をされておりました。郵政  
民営化の目的は何ですかという質問に対して、貯  
金と保険の二つの会社を切り離して、そして上場  
をして株式を全株、市場で売却することが目的だ  
ということをおっしゃったんですね。私は、小泉さん  
は正直な方だから本音を言われたんだというよ  
うに思いましたけれども、小泉改革の本丸と言わ  
れた郵政民営化というのは、郵便事業とか郵便局  
の仕事はどうするかということではなくて、まさ  
に、金融二社、貯金と保険の会社を完全に切り離  
して、そして民営化して株式を売却するという、  
それが目的だったというように私は思うわけでござ  
います。

そして、三年前の選挙の後、小泉さんに私は問  
いかれたことがあります。それは、まさに郵政民  
営化というのは、当時の小泉総理、小泉さんの強  
烈な従来からの思いと、それから、先ほど来御指  
摘ありましたけれども、アメリカの金融機関ある  
いは保険会社、そうしたところがこの金融二社を  
取り込みたいという、その強烈なアメリカの意  
思。それに、もう一つは、裏に隠れておりますけ  
れども、財務省がいいところ取りをやっているわけ  
です。これは、従来は、公社のころは国庫納付金とい

う形で財政に貢献してまいりましたけれども、民  
営化すれば、もうけてくれれば今度は法人税が入  
ってくる。あるいは、株式を売却する、すべて  
国が持っている株式を売却するわけですから、売  
却益が国庫に入ってくる。あるいはまた、三事業  
会社から郵便局会社へ事業の受委託が行われる、  
その手数料に対して消費税がかかるということ  
でございますから、財務省にとってみればいいと  
ころばかりある。

それからもう一つ、国債を安定的に消化させな  
くてはいけないということですから、それについ  
ては、旧勘定を切り分けて、独立行政法人を財務  
省所管のもとでつくって、そこが所管をしたもの  
を貯金銀行に預けて運用はやらせる、しかし国債  
は引き受けなさいという縛りをかける、そうい  
うようなことをやるわけですから、財務省にとつ  
てはいいところばかりである。

その三者の一つの利害が一致をして、言ってみ  
ればそれをマスコミがあおってしまつた、その結  
果ではないかというように私は今でも思っており  
ます。

そこで、郵便事業というのは、今回の中間決算  
でも明らかでございますけれども、もともとどう  
かる仕事じゃないですよ。大臣、どのように思  
われますか。

○鳩山国務大臣 郵便事業というものは、これは  
絶対のユニバーサルサービスが必要な事柄でござ  
います。一般の企業であれば、もうかるところは  
やるが利益を生まないところは切り捨てるとい  
うのが一般の経営者の当たり前の方針だろうと思  
います。それに対して郵便事業というのは、あまね  
くどこへでも届けなくちゃいけない、離島であ  
ろうと富士山の上の測候所であろうと届けなくち  
やならぬという意味では大変なユニバーサルサー  
ビスという巨大な責務を負っておりますので、単純  
に利益だけを求めている会社ではない、という  
事業ではないと考えております。

○亀井(久)委員 全く同じ認識でございますが、  
それは、封書にしても、はがきにしたって郵送コ

ストが違うわけですから、遠距離に運ぶのと近間  
に配るのじゃ当然コストが違う。それを全国一  
律、均一料金でサービスをしている。それはやは  
り国民生活を支える上で不可欠なサービスだから  
そういうことをやっているのだ、だからこそアメ  
リカでも国営で行われている。ほとんどの国で国  
営ないし公営で行われているというのはそういう  
意味だと思ふんですね。

ですから、民営化といいますが、完全な  
民営化ではないですよ、今の制度設計。郵便局  
会社と郵便事業会社は特殊会社ですよ。日本郵  
政という西川社長を持ち株会社、そこが株式を全  
株保有する、そういうことになっておりますか  
ら、これは純粋な民営会社ではない。純粋な民営  
会社を目指しているのは、あくまでも貯金銀行と  
保険会社である。

ですから、郵便事業会社、郵便局会社というの  
は、これは民営化には全くなじまない、そういう  
仕事なんだというように思います。それを全体と  
して一くりにしておかなくてはならないから、  
非常に複雑なそういう制度設計をやらざるを得な  
くなったということだと思えます。

これは郵便局の収支を見ればそのことは明らか  
であります。郵便事業に関して言えば、少し前  
の調査ですけれども、九四・五％の郵便局は赤字  
なんです。郵便局全体で、三事業全体で見ても、  
全郵便局の中の七一％は赤字なんです。

都道府県別に見て、では、黒字を出している  
ところはどこかというところかと、四十七都道府  
県の中で三十五の府県は赤字ですよ。十二の都府  
県しか黒字を出していない。黒字を出している  
ところはどこかというところかと、主に三大都市  
圏ですよ。東京、千葉、埼玉、神奈川、それか  
ら中部圏の愛知県、岐阜県、静岡県、あるいは大  
阪、奈良。だから、三大都市圏を除いて黒字を出  
しているところといたら、岡山県と香川県と福岡  
県、その三つしかありません。

ということは、その両方を重ね合わせてみま  
す、三大都市圏の金融の仕事が郵政事業を支えて

いたと言つても言い過ぎではないわけですね。それを金融のところを切り離すわけですから、それはどう考えてみたつて、西川社長がどんなに苦勞をされたつて、将来、郵便局会社と郵便事業会社がもうかるというような、そういう展望は全く出てまいりません。

ですから、私は、ある意味では西川さんは大変お気の毒だと思ふ。銀行経営者としてすばらしい能力を発揮してこられた、そのことは私も十分わかつております。しかし、西川さんは、貯金銀行や保険会社のトップではなくて日本郵政という全体のグループのトップでございまして、やはり、郵便局会社、郵便事業会社の将来というものを考えておかななくてはいい大きな責任を負つておられる。

今、現場を歩いておられますと、西川社長に対する不満というのは非常に強いんですよ。あの方は金融のことしか考えていないんじゃないか、そういう声が非常に強く聞かれます。そして、何か局長と西川さんが対立をされているような、そういう印象を受けてしまう。これは私は大変残念なことだと思つております。やはり従業員の人たち、スタッフ、その人たちと経営者との間の信頼関係というものがなければ、郵便局は成り立つはずはないと思つております。

ちょうど公社の生田前総裁は、ユニバーサルサービスについても、最初は郵便だけのことかと思つていた、ところが実際に歩いてみたらそうじゃない、地方の人たちは、金融の仕事、貯金、保険を含めてユニバーサルサービスを期待しておられるということがよくわかりましたということを書いておられましたけれども、今、そういう現場の声があることに對して、西川社長はどのように受けとめておられますでしょうか。

○西川参考人 お答えを申し上げます。

確かに私は金融の出身でございます。しかしながら、私がこの日本郵政グループの中で最も今力を入れておる会社は郵便局会社でございますし、また、郵便事業をいかに安定的な収益の上がる会

社にしていくかということ、これが私の大変大きな課題であるというふうに出ております。

もちろん、このうち銀行、かんぽ生命も、将来上場ということになりますと、これも今の状態のままではなかなか難しいところがありますから、新しいビジネスモデルを導入していくといったこともやらなきゃならないわけでございますけれども、それよりも難しい問題というのは、やはり郵便局会社の経営、それから郵便事業会社の経営でございます。

その経営の中で、ただいま、郵便局長は私は金融のことしか関心がないという声があるというお話がございましたが、私は、グループの中で一番話を密にしておるつもりでございます。いろいろと局長会の皆さん等から御意見を承りまして、そして新しい施策に結びつけていくという努力を一生懸命やってきましたつもりでございます。

この二月末にも、郵便局活力向上宣言というものを発出したしまして、前後三回にわたつて百四十項目にわたる改善項目を出しましたが、これも私が、私がというのおかしいのでございますけれども、郵便局長の意見をいろいろ聞いて、これをどうしていくかということの中で出てきた答えでございます。全く金融以外に関心がないと言われるのは甚だ不本意でございます。引き続き努力を傾けてまいりたいと思ひます。

○亀井(久)委員 今の御答弁どおりであれば結構だと思ひますけれども、今、利用者の人々から大変な批判の声が出てきておることは御承知のとおりであります。また、そこで働いている人たちも、従来より働きにくくなったということをもみんなに言つておるわけでございます。

その一つのあらわれだと思ふんですが、従業員持ち株会への加入率というものを見ておられますのか、六割以上、七割近いものがありますけれども、郵便事業会社、そして親会社の日本郵政の従業員持ち株会への加入率が極めて低い、三十

数%しかないということは、やはりそこで働いている人たちが将来に展望が開けていないということだと思ひます。

やはり、二十三万六千という大変な人を抱えているそのトップにおられるわけですから、将来に對して夢を持ち得る、そこで働いている人が夢を持てるような、そういう環境をつくるために精いっぱい御努力をお願いしたい。まあ、基本的な制度設計を変えることは政治の役割でありまして、その中で相撲をとつていただくのが社長でございます。それから、そのことをお願いしたいと思ひます。

それから、時間があればまだ伺いたいことがありますが、時間がありませんので、最後に。与党の皆様方の御質問を伺つております。やはり、私どもと意識がそう違つておるわけではなく、しかし、基本的な制度設計を変えるというところまで与党の皆様方が踏み込めるのかどうだろうか、そのことに對しては私は大変疑問に思つております。

先ほど、株式の売却をとめる必要はないじゃないか、来年の三月から見直しをやるんだから、その後に株式の上場ということは予定されているから凍結する必要はない、そういう御趣旨の御意見もありましたけれども、私は、やはり先ほど提案者からいろいろ御答弁がありましたように、そういうことであるならば、また逆に、凍結に對して反対をするという根拠もどうもはっきりしないわけでございます。堂々とこの法案に賛成をされて何もおかしいことはないだろう。根本的な見直しが必要だということについては一致しているわけでございますから、その見直しをやるまで株式の売却を凍結するというのは当然の帰結だろうと思ひますので、皆様方にも賛成をしていただけたらうということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○赤松委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○赤松委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野(松)委員 自由民主党の大野松茂です。

私は、自民党、公明党を代表して、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対の最大の理由は、本法案を成立させ現時点で株式の処分を停止しなくとも、現行の郵政民営化法上、実際に株式が処分されるより前に民営化に関する見直しを行うことになっておるからであります。

郵政民営化法においては、三年ごとに、民営化各社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うこととなつております。この三年ごとの見直しは、来年三月末に到来いたします。

他方、現下の金融情勢等を踏まえれば、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の時期については慎重に対応することが必要と考へておりますが、日本郵政株式会社においても、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式については、遅くとも民営化後四年目の平成二十三年、仮に東京証券取引所の審査基準の特例が認められることを前提とした場合であっても、民営化後三年目の平成二十二年の上場を目指しているということでありまして、

したがつて、上場が行われるのは、来年三月の三年ごとの見直しが行われた後であります。

なお、上場前であっても、特定の者への相対での取引による株式処分は可能であります。本日の審議においても、総務大臣より、上場前の処分は適当でないと言及されており、日本郵政株式会社社長からも、想定していない旨の発言があつたと承知しております。

株式処分を停止すること自体に意味があるのでなく、民営化後、地域住民等から指摘されてい



るさまざまな御指摘を踏まえ、民営化後の状況を検証し、真に国民の視点からどのような見直しを行うのが重要なのであり、自民党、公明党としても、しっかりと対応していきたいと考えております。

政府及び日本郵政株式会社を初めとする民営化各社におかれましては、郵政民営化関連法案の審議に当たつての附帯決議、昨年十一月二十九日の衆議院総務委員会における決議である、国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件を尊重し、関係法令、国会での答弁などに従い、国民のためになる民営化を実行していくことを期待しつつ、反対の討論といたします。

以上であります。ありがとうございます。（拍手）

○赤松委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

二〇〇七年十月一日、政府・与党の制度設計により、郵政民営化が実施されました。郵政民営化を推進した小泉元総理は、民営化によって郵便局のサービスが向上すると豪語しておりました。しかしながら、現在の郵政事業には、国民生活の利便性が低下していること、地域社会で金融サービスが受けられなくなる可能性があること、事業を担う四社の経営の見通しが不透明であることなど、深刻な問題が山積しております。また、郵便局の全国ネットワークやユニバーサルサービスの維持が困難になり、十分なサービスを受け続けられなくなるのではないかという国民の不安が高まっております。このような不安は、格差に苦しむ地方で顕著に見られます。

郵政民営化の現状には多くの問題点が残されており、抜本的な見直しを行うことが求められています。それにもかかわらず、現在の民営化の制度設計のまま、政府のスケジュールドおりにゆる

ちよ銀行やかんぽ生命保険の株式が売却されることになれば、問題が顕在化しても修正は事実上困難であります。よって、本法案のように、日本郵政株式会社やゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式の売却を凍結する措置は必要不可欠であります。

郵政の株式売却凍結をめぐって、麻生総理は十一月十九日、凍結した方がいいと述べました。しかしながら、その翌日には、高いときに売るという話だと述べ、みずからの発言が凍結を意味するものではないとの考えを示しました。麻生総理は、定額給付金や地方に移す一兆円と同様、郵政の株式売却についても発言がぶれる迷走を繰り返しました。総理としての資質に欠ける麻生総理に、郵政事業の見直しという重要課題を任せることはできません。

最後に、政権交代を実現し、郵政事業における国民の権利を保障するため、また、国民生活を確保し、地域社会を活性化することを目的に、郵政事業の抜本的な見直しに取り組みことを申し述べ、私の討論を終わります。（拍手）

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に対する賛成の討論を行います。

郵政民営化から一年を経過して、政府・与党が主張してきた民営化のメリットが全くのたためであったことが明らかになってきました。

民営化で利便性が向上するどころか、各種手数料の値上げ、集配郵便局の統廃合など、国民へのサービスは大きく後退しました。投資信託の発売では、国民に大きな損害を与え、これまで培ってきた郵便局の信頼を大きく損ないました。また、郵政労働者の労働条件の悪化も深刻です。

そして、官から民へ資金を流すといううたい文句は、その大もとなつていいるアメリカ流金融、いわゆるカジノ資本主義自身が破綻し、まさに今現在、世界じゅうを混乱に陥れた元凶となつてい

るではありませんか。

利便性の低下からも、見本としたアメリカ流金融の破綻からも、小泉内閣が行った郵政民営化に未来はありません。根本から見直すときです。

以下、賛成の理由を述べます。

法案にあるように、国は日本郵政の株式を一〇〇％保有し、日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ保険の株式を一〇〇％持ち続けることが、全国の郵便局ネットワーク、金融サービスのユニバーサルサービスの維持など、公益優先の経営への見直しへの不可欠の条件からです。

また、法案は、見直しの具体化については国民的議論にゆだねていますが、利便性の低下、アメリカ流金融の破綻という現実の上に立つて、徹底的な見直しの議論を行うことが重要であると考えています。私たちは、その事実の検証に立てば、四分社化を見直し、三事業の一体経営、国民にあらまねく公平に貯金、保険のサービスを提供する金融のユニバーサルサービスを義務づけるなどの見直しの方向で合意が形成されるものと考えています。

私は、郵政民営化見直しの国民的議論によって、本来あるべき郵政の姿が浮き彫りになり、国民の財産としてその役割をしっかりと果たすために力を尽くしていくことを申し上げまして、賛成討論といたします。（拍手）

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案に賛成の立場から討論を行います。

社民党は、郵政民営化によって、公共性や利便性よりも採算性や経営判断が優先されることになり、そのツケは国民、利用者にあわされることになること、同時に、郵便及び金融のネットワーク、ユニバーサルサービスが崩壊させられ、過疎地域や離島での生活、高齢者の利便性が損なわれることを強く危惧し、郵政民営化関連法案に反対しました。

郵政民営化の前から、千四十八の集配局の削減、一人の外務職員が郵便、貯金、保険の三事業すべての仕事をこなす総合担務の廃止などが行われてきました。それに加えて、民営化を機に、為替や振り込みを中心にした各種料金の引き上げ、時間外窓口の縮小、簡易郵便局の閉鎖、局外ATMの撤去、各種商品、サービスの廃止など、営利主義的な経営のもとで、コスト、採算性優先の動きがどんどん実施されています。

一方、郵便局長を調査対象とした民営化後の実態に関するアンケートでは、民営化すればサービスは向上するとして政府公約とは逆の、サービス低下を指摘する声が七割以上であること、経営の自由度も増し経営の基盤も確立されたとした政府公約とは逆で、特に郵便局ネットワークの危機的状況にあること、職員もモチベーションが低下し、働きがいのない職場となっている点が浮き彫りになっています。

麻生首相も、かつて、元経営者の立場で、五年たつたらうまくいかなかったと証明できるんじゃないかと思うと述べています。また、先月十九日には、日本郵政グループの株式売却を当面凍結する意向も明らかにしています。まずは株式売却を凍結して必要な見直しをすべきではないかということ呼びかけ、私の賛成討論とします。（拍手）

○赤松委員長 これにて討論は終局いたしました。

○赤松委員長 これより採決に入ります。

第百六十八回国会、参議院提出、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○赤松委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○赤松委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時一分開議

○赤松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、専務執行役米澤友宏君、専務執行役佐々木英治君及び常務執行役伊東敏朗君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長宮本和夫君、総務省大臣官房総括審議官岡崎浩巳君、行政評価局長関有一君、情報通信国際戦略局長小笠原倫明君、情報流通行政局長山川鉄郎君、情報流通行政局郵政行政部長吉良裕臣君、消防庁長官岡本保君及び厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○赤松委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。谷公一君。

○谷委員 ありがとうございます。久しぶりの質問で、限られた時間でございますが、大臣に何かお尋ねをしたいと思っております。

麻生内閣も、昨今のいろいろなマスコミの報道によれば、支持率も大変厳しい状況というふうになつているところでございまして、自民党を初めて与党の方でもいろいろな声が出ていることも事実であります。この前、我が党のあるベテランの方が、今のいろいろな動きを見てみると、与党として、厳しい風ではあるけれどもじつと我慢する、耐えるという意味の辛抱、それから、党を支える、あるいは政府・与党を支える中核の方々の心棒、それもややなくなつてきているのではないかと、う苦言を聞きまして、私も、なるほど、そのとおりかなと。やや、いろいろな、政局も含めて、軽率な発言なり挑戦的な発言をするのはいかがなものかな、そういう余裕が果たして我が国にあるのかという思いも持っているわけであります。

じつと我慢する辛抱、それから心棒をしっかりと持つておかないと、それこそ国民からの信望も離れてしまふのではないかと思うわけでございますけれども、そういう最近の動きについての大臣の所感を、政治家鳩山大臣の所感をお尋ねしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 御承知のとおり、百年に一度の経済金融危機というふうに言われるそういう状況の中にあつて、テレビをつけると、雇いどめの話、住むところもなくなつたというような派遣社員の話とか、大変厳しい経済状況についての報道が満ちあふれているわけでございます。

誕生時はいわゆる世界的な金融危機という状況だったかもしれませんが、それが実体経済に波及をしてきた、とりわけアメリカ、中国、ヨーロッパの経済的な低迷というものが、加工貿易立国である我が国にとつては、輸出が激減するという形ではね返っているわけでございます。

そういう意味で、景気とか雇用の問題は大変大きな問題でありますから、麻生総理を中心として、みんなで力を合わせて対処していかなければならないときだというふうに考えております。

そうした中で、谷先生のおっしゃる心棒として、総理が自信を持つて、求心力を持つてやっていただきたい、こう思っているわけでございまして。

ただ、総理の御発言の中で幾つか、確かに問題を残すものがあつた。そのほとんどを私はすぐそばにおつて、自分で耳にしたものでありますから、話の脈絡全部を聞けばなるほどという、街頭演説の中の一部の言葉ならなるほどということでありましようが、その一部を取り出してみれば確かに問題発言というのはあつたかと思つております。

そのことによつて逆に萎縮をされては困るわけでございまして、麻生カラーというのか、総理持ち前の自信と直観力をもつて、これから、生活対策も雇用対策もあるいは地方を元気にするための対策も、果敢に推進していただければありがたいというふうに思つております。

やはり政局がどうしても議論されてしまふし、選挙が数カ月以内に確実にあるということになりますと、すべてが政局、政局というような形で、非常に残念に思う場面も多くありますけれども、しかしながら、政策をきちんと実行していくということによつて国民のいわゆる信望というものを得ていくというのが正しい道であらう、こう思つております。

経済的にも厳しいし、あるいは国会もねじれ現象というものであるわけでありますが、我々政府あるいは与党の皆様方は、それに耐えてい

く、辛抱していく力を十分に身につけていくことが必要なのではないか、そんなふうに思ひます。

○谷委員 我々も時として辛抱しなければならぬいし、大臣におかれましても、心棒を引き続きしっかりと持つていただいて、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

昨日、政府・与党の中で、道路特定財源の一般財源化の方向について決定いたしました。マスコミは必ずしも好意的ではありませんけれども、我々、地方の、地域の声を十分聞いている者からすれば、地方の道路財源を引き続き確保する、それから国の幹線道路などの財源も確保する、そして三つ目に地方の自由に使える交付税をふやしていくという三つの方程式を解く一つのやり方として、一兆円の新たな交付金制度の創設ということ私は評価したいと思いますし、納税者の理解も、こういうやり方であれば、完全に一般財源化するよりもより得やすいのではないかと思うわけであります。

そういう中で、では、残された地方の交付税の確保がこれからどうなるかということでありましてけれども、一兆円なのか数千億なのか、額も含めてこれからの政府・与党内の調整にかかってくるかと思ひますが、そのことについての大臣の見通しといたしますか決意といひますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 総理が当初、道路特定財源の一般財源化の際に、一兆円を国から地方へ移す、そういうお話がありまして、その言葉の解釈をめぐつて、私は、一兆円は、地方にとつて最も使い勝手がいい、一般財源としての地方交付税が望ましいということを申し上げてきたわけでございまして、結果としては、略称臨交金、これは六千八百二十五億、ことしの場合にはありますけれども、約七千億というお金に、道路特定財源として扱われてきた幾つかのものを合わせて一兆円として、これをいわゆる地方が比較的自由に使える、主として公共事業、しかしソフトにも使うことができるお金として確定をしたんだろうと考えておりま

す。  
ですが、昨日決めました政府・与党の合意文書の中にも、最後の一行なんです、地方交付税の増額は予算編成の過程で考えていくということでございます。

これは、地方財政計画、つまり平成二十年度の地方財政計画に基づいてそれぞれの自治体で予算を組んで、既に執行中でございます。そして、その地財計画に基づいて、交付税の九四％分は既に配り終え、今月と三月とで残り六％の特別交付税を地方にお支払いする。まさか、自治体で予算を組んでやってきたものに対して、穴があいたから返してくれというわけにはこれはいかないわけでありまして、ことしの景気の悪化によって国税五税の収入も減るであろう、あるいは地方税の収入も減っていくであろう、この穴埋めのための作業というのが、これはまた財務省と相談して決めていかなくちやならない、こういうことでございます。

そして、来年度予算についても、地方交付税に関しては大変厳しい情勢にあります、予算編成過程で、場合によっては政治的な決着ということで増額の道を開いていきたい。その場合に一番重要なことは、穴を埋める地方交付税という考え方ではなくて、地方のあるべき歳出を積み上げていく、つまり基準財政需要がふえたからという形で地方交付税の増額をお願いしていきたいと思っております。

逆に言えば、骨太とかいろいろな方針が幾つかあったんだと思いますが、交付税が五兆円以上減額されていった時点というのは、基準財政需要の積み上げを減らしていったわけで、そこで一番その打撃をこうむったのが地方単独の事業ではなかったか。それは、人間的な意味での単独のもの、そしていわゆる事業としての単独のものが恐らく三分の一ぐらいになってしまっているんじゃないか。

しかし、地方単独のものが行われないうことは、地方の個性が出ない、首長さんたちが真の

経営者になり得ないということでございますから、そういう意味で、私は単独事業の積み上げというのはこれからぜひともやっていきたいと思っておりますので、穴埋め財源というものは、平成二十年の地財計画の結果としては、決算としてはあり得ることでございますが、平成二十一年度の地財計画においては、穴埋めとしての地方交付税でなくて、歳出の積み上げに見合う交付税の増額というものをお願いしていきたいと思っております。

○谷委員 大臣のおっしゃられるとおりだと思います。我々が、交付税、結果的に二十一年度がこうなつたというときに、交付税をふやしたふやしたと幾ら市町村長さんなり地方団体の首長さんに言っても、国民の方は、では何のためにふやしたのか、それでふやしてどうなるということをやはりしっかりと説明しなければならぬと思えます。その意味で、穴埋め、財源不足の補てんというような消極的なことではなくて、こういうことのために、地域医療を守るためにこの分を積み上げて必要額を確保したとか、そういう説明がぜひ必要なのではないかというふうに思っています。

大臣言われるように、以前と比べて単独事業が三分の一というか、合併している市町村は、私の感覚ですけれども、五分の一ぐらいになっているんじゃないかと思えます。合併前にそれぞれやっていた事業が、合併後の新しい市でどれぐらいやっているかという、本当に少なくなっている。ですから、そういう意味で、ぜひその辺も、我々も全力で取り組みますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

それに絡んで、今与党の税調、税制調査会の中ではさまざまな、住宅ローン減税を過去最大級にやろう、あるいは景気対策のために自動車取得税、自動車重量税を時限を限って相当思い切った軽減措置ということが検討が進められているわけでございます。

結論はまだ出ておりませんが、仮にそれらをした場合、相当市町村の税収に影響してく

る。市町村民税であるとか、自動車取得税は形式上は都道府県ですけれども、七割が交付金として市町村に行くわけですから、重量税は譲与税の全額が市町村です。そういう場合の補てんについても、しっかりと完全補てんを目指して頑張りたいと思います。大臣の考えをお尋ねしたいと思います。

○鳩山国務大臣 住宅ローン減税については、本当は所得税で全部やっていただければありがたいという思いでございます。

ですが、数年前に、補助金の一般財源化に伴って、補助金の削減に伴って、三兆円の税源移譲をして、住民税が五％、一〇％という税率を一律一〇％にした。したがって、一定の所得以下の方は、所得税の額が減つたために、住宅ローン減税の恩恵を受けても、みずから払っている所得税よりも大きな税額控除になるから、いわば引き切れないので、その分は住民税から引きますということでありましたが、これは全額特例交付金で補てんをされたところでございます。

今回は、総理が史上最大の住宅ローン減税ということでございますので、多分、一人当たり六十万ぐらいの税額控除が今計画されているんだらう。そうなりますと、より引き切れない金額が大きくなる、こういうことで、住民税にもその影響が及ぶ。つまり住民税から引き切れない分を引く、こういうことなのであります。やはり住民税というものは一種の町会費みたいなもので、地域社会の会費としての性格がありますので、余りむちやな引き方は困る。少なくとも、税源移譲前の姿というものを考えて、五％分は地域社会の会費ですから、そこに食い込むような住宅ローン減税は正直言って困るというふうに考えております。

そしてまた、そうでなくても、減税されてしまふ分、地方税収が減る分については、それはしっかりと満額の補てんをお願いしていきたい。また、自動車取得税と自動車重量税の譲与税分、地方に來る分について、これもまた減税がうわささ

れているわけでございますが、これも、地方財政に影響が及ばないように適切な補てんをお願いしたい、こう思っております。

お願いというのは、国会の先生方に、あるいは与党の先生方をお願いをしなればならぬと思っております。

○谷委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、最後にちょっとデジタルの話でございます。

デジタルに対応できるように今総合的に進められているわけでございますけれども、経済的に困窮度が高い世帯が、なかなかお金がかかるということ、要求では生活保護世帯だけということでございますが、このたび、与党のデジタル放送推進ワーキングチーム、私もメンバーに入らせていただいて、いたんですけれども、NHK受信料全額免除世帯を対象に、もう少し、もう少しというのか倍ぐらいになります。市町村民税非課税の障害者であるとか、社会福祉事業施設入所者などにも拡大してどうかという申し入れをさせていただいているんですけれども、そのことについて、デジタル化に必要な機器の貸与の拡大について、大臣の考えをお尋ねしたいと思えます。

○鳩山国務大臣 与党として考えをおまとめいただいて、この間お話を承りましたので、ぜひそういう方向でやらせていただきたいと思っております。最初に総務省として生活保護世帯、こう考えましたときは百二十万世帯でございましたけれども、障害者のおられる市町村民税非課税世帯が百二十万世帯、社会福祉施設入所者が二十万、こう考えますと、大体、マックス二百六十万世帯ということになるかと思っております。

このことは一つだけ非常に派生的にいいことがあるわけでございます、それは、チューナーをお配りするという場合には、受信料免除世帯です。当然、受信契約を結んでいないとこれはお渡しできないわけでございますので、今、受信契約をしておられる方というのは七割ぐらいだと思

いますが、このことによつて、もちろん免除されるような御家庭であっても、受信契約を結んでいただくインセンティブにはなると思っております。

○谷委員 どうもありがとうございます。

○赤松委員長 次に、藺浦健太郎君。

○藺浦委員 自由民主党の藺浦健太郎でございます。

きょうは、今、私の前の谷先生に引き続きまして、地上波デジタルについて幾つか伺いをしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、先般総務省の方が発表しましたアンケート調査で、いわゆる地デジの受信機の普及が計画よりも大分おこなれている、四六・幾つでしたか、そういう数字が出ました。

その数字自体もそうなんですけれども、同じ調査で、たしか四人に一人の方がまだ二〇一一年にアナログ放送が終わるということを御存じないというデータも出ています。

この数字に関して、大臣、率直にどう思われるかという御感想と、それから、今、対策を含めてどういうことを考えていらっしゃるかというのを伺いたいと思います。

○鳩山国務大臣 恥ずかしいことでございますけれども、私自身、総務大臣になったときに、アナログからデジタルへ移っていくことは知っておりますが、その完全停波が、当時、私の就任のときだと千何日後に迫っているということは知りませんでした。つまり七月二十四日という日付は知らなかったわけでございます。それまでは裁判員

制度の始まる日にちばかり頭にあったものですから、ですから七月二十四日という日にちを知りませんで、知らなかったことがもう一つ、全くアナログが完全に停波するということも知りませんでした。何か一部残るんじゃないかなと思っておったわけですね。

そういうことから、実際、国民の方々とお話をすると、デジタルへ移っていくということは

わかる、何かデジタルというのはいいいことがあるんだということもわかる、しかし、それが完全になくなってしまふということについての認知度は、私はかなり低いと思うんですね。そういった意味では、広報宣伝はテレビ局にも随分お願いしておりますが、もっともつとやらなければいけないというふうに思っております。

それから、ことし九月の時点で、受信機の世帯普及率は四六・九％で、我々の計画が大体五割ぐらいをねらっていたところが四六・九％であった。これは、正直言つて、北京五輪というものを当てにして、北京五輪を契機にデジタル受信機をみんな買つてくれるんじゃないかと思つていたところが、ちよつと当てが外れた。しかしながら、実際普及している台数は、目標が四百三十万台だったところ、四千二百二十五万台と上回っておりますから、この数字は悪くないと思っております。

いづれにいたしましても、二〇一一年の七月二十四日まであと九百五十七日しかございませんので、その間に、最後は一部衛星に頼らざるを得ない、衛星ということはキー局のものしか映らないんだと思ひますけれども、若干あると思ひますが、すべての御家庭が地上のデジタル波を受信できるように、国策として決めた以上、全力で頑張つてまいります。

○藺浦委員 ありがとうございます。

ぜひ、七五という先ほどの認知の数字が一〇〇になるまでこれは頑張つていただきたいと思ひます。

裁判員制度からデジタルへと頭の切りかえが進まれた大臣だと思ひますけれども、地上波デジタル放送というもののメリット、一方で、そのデメリットというものも少々はあるかと思ひますけれども、その認識は引き続きお伺いできますでしょうか。

○鳩山国務大臣 地上デジタル波によるメリットというのは、何といつてもゴーストのないハイビジョンの画質やCD並みの高音質の放送を楽しし

める、データ放送、ワンセグというような新しいサービスが可能になる、あるいは、一つのテレビ局から何チャンネルも出てそれを一度に受けることができるとかあるかと思ひますけれども、やはり、電波がアナログに比べて有効に利用できるわけ、大体アナログで使用していた周波数の三分の一を節約することができると、それを携帯電話とか安全情報とか、そうしたことに振り向けることができるということが最大のメリットではないかというふうに思っております。

デメリットというのは余り頭に思い浮かびませんけれども、普及させるのがちよつと大変だというデメリットが一番大きい。それから、UHFの電波が直進性が強いから、回り込む、回折性というんでしょうか、これが弱い電波になりますと、やはり受信障害が出る地域が広がるといふことがあるのかもしれません。

それから、これはアナログだから大丈夫ということではないんでしようけれども、CDとかデジタルの放送で音域をすくく狭めて放送するわけですね。

私は前にもお話ししたかもしませんが、人間は、もともと森の中から生まれた、森林浴で森の中に行くとか非常にいい気持ちになる。それは、木が水を吸う音とかミミズがはう音とか、大変高周波の音が、つまり、聞こえない、感覚していても知覚できない、物すごい音の広さというのが雑木林の中にある。最近の研究によると、そういう音を人間に聞かせると、音は聞こえないんだけど、脳からエンドルフィンとかドーパミンが出てすくくいい気持ちになる。

それが、実はCDとかデジタル放送というのは物すくく狭めている。だから、これが幼児とかあるいは教育という面で、もしかすると幼児の発達過程で悪い影響があるかもしれない。ですから、今後の技術開発によつてデジタル放送がうんと広い音域で音を流していたできるようにしないといけないんじゃないかなと思っております。

○藺浦委員 僕が、今大臣がおっしゃるメリット

もよくわかりますし、それも十分に把握をしておるんですが、一つちよつとデメリットという部分で危惧をしていることがございまして、今、アナログ放送とデジタル放送のテレビを横に並べて見るとタイムラグがあるというのは、総務省、当然御存じですよ。

これが、サッカーの試合を見ていて、アナログを見ていて人とデジタルを見ていて、おつと歓声が上がる時期が一秒二秒ずれました、これは笑い話で済むかと思ひますけれども、先般の岩手・宮城内陸地震、あのときに気象庁が緊急地震速報というものを始めました。受信機、いわゆる受信側のデジタル処理のおくれで通常放送もおくれるんですけれども、この警報の場合はさらに数秒おくれるというふうに伺っております。

とするならば、それこそ一秒、二秒を争うあの速報が、アナログだと間に合つた、火を消せた、だけれどもデジタルの場合だつたら間に合わなかつたということが起こり得るのではないかとこのうふうに思っているんですけれども、その辺は総務省はちゃんと把握されているんでしょうか。

○山川政府参考人 地上放送のメディアは、国民生活に密着した情報サービスとして、緊急地震速報の提供に非常に重要な役割を果たすものであると私どもも認識しております。

現在のデジタル放送におきましては、この緊急地震速報を放送番組の映像に重ね合わせて伝送しております。そのために映像情報圧縮のデジタル信号処理に若干の時間がかかるところでございまして、そのため、速報内容の視聴者への伝達に一定の遅延が生じております。これは承知しております。

こうした緊急地震速報のより迅速な伝送の実現というのには極めて重要であるということも私ども認識しております。総務省といたしましては、この遅延をできる限り短縮するために、情報処理の時間を低減するための高速の処理の研究開発に取り組んでおります。

また、今般、デジタル放送の民間規格の策定を

行っております電波産業会あるいはデジタル放送推進協会に對しまして、例えば、緊急地震速報と映像情報を別々に放送するということをすれば、デジタル放送の遅延の影響を受けないことが可能となります。こうした新たな技術的手法の検討につきまして要請をいたしまして、現在、今年度内の取りまとめを目途に検討が進められております。

総務省といたしましては、今後とも、緊急地震速報のできる限り速やかな伝送の実現に努力してまいりたいというふうに思います。

○**園浦委員** 努力をしておるといふのはよくわかったんですが、メディアはいろいろございますけれども、例えば新聞というメディアの特徴が記録性とか調査報道というものであるとするならば、やはりテレビというのは速報性、すなわちスピード感というものが大きな武器であって、だからこそ、今言った地震速報なんかテレビでやる。決して新聞でそういうことはできませんから、テレビでやるということになったんだと思います。

であるとするならば、アナログより速報が遅いデジタルが始まってしまふ。始まってしまふという言い方は失礼かもしれませんが、これは二〇一一年までにキャッチアップできるんでしょうか。というか、キャッチアップをしてもらわないと困ると思うんですが、その辺の予定というか、先ほど大臣が国策とおっしゃったものから、それは国策としてやるべきではないかと思ひますけれども、重ねてこれはお伺いしたいと思ひます。

○**山川政府参考人** 今の先生の御指摘でございませうけれども、私ども、この伝送方式の実現を今要請しておりますので、今年度末に取りまとめられまうと、これを制度化するのに大体半年ばかりかかろうと思ひます。制度化された後、それを製品として具体化しまして、これが市場に出回ってきて普及すれば、解消に向かう、ある程度の遅延速度のおくれを取り戻すことができるようになる。だろ

うというふうに思っております。

○**園浦委員** ありがとうございました。

今から年度末に向けて取りまとめ、その後、半年で制度化をして遅延の解消に向かうというのは、これは受像機の話だと思ふんですが、その間にというか、今までに買っちゃった人、それから制度化をされて新しい基準に合うまでに、いわゆるデジタルテレビ、これは高い買い物です。から、それまでに買っちゃった人への対策という意味では、送信側のことをもうちょっと考えてもらわなきゃならないと思ふんですが、例えば、スアルファで何か考えていることはございませうか。

○**山川政府参考人** 御指摘のように、既にテレビをお買いになった方もおられますので、私どももいたしましては、例えば、映像にスーパーインポーズする従来の方式に加えまして、字幕機能の併用、これは速報内容を別途字幕データとしても伝送するというにつきましても検討してまいりたいと思ひます。

そうした幾つかの方式を検討することで、先生の御指摘のような御心配に對応していきたいというふうに思っております。

○**園浦委員** アナログの停止までにアナログ放送と同程度でデジタル放送においてもいわゆる速報が出せるということ、先ほど大臣、国策とおっしゃっていただきましたので、国策としてこれまぜひやっていただきたいというふうに思ひます。

話を少々かえまして、日本方式の地上波デジタルというのは非常に技術的には優秀だというふうに向っております。先般、ブラジルが日本方式の導入を決めていただきましたけれども、それまでには大勢の方が官民を挙げてブラジルに行き、お願いをし、そして導入をしていただいたという経過がございませう。

一方で、例えば、韓国がアメリカ方式を決めたのだとか、中東の方ではヨーロッパ方式というものがどんどん席巻をしておいて、日本方式という

ものの普及がいまいちおくれでおるような気がするんですが、これについての御認識はいかがお持ちでしょうか。

○**鳩山国務大臣** 日本方式、私は詳しいことがそれほどわかってはいるわけではありませんが、大変優秀なやり方であって、ワンセグができるのも日本方式だけだと私は聞いておりますが、正直言つて、日本方式、欧州方式、米国方式、これは今は陣地のとり合い合戦になる。これが国際競争力の問題にもなつてまいります。

園浦先生御指摘のように、ブラジルが日本方式に決めてくれたということで、今アルゼンチンとも相当交渉をして、アルゼンチンと大体話がまとまるわけですが、やはり日本方式を採用してくれと言つと、じゃ、日本企業への協力要請とか、いろいろあるんですね。正直言つて、金がかかる事柄もあるんだろと思ひまして。日本とアルゼンチンとの協定が結べるのではないかとこのところ今来ております。十二月に協定が結べる場合にはゼロ泊四日で行つてきませんかという誘ひも受けたけれども、ちよつと国会の都合で行けないと思ひますが、ちよつとおくれでも来月あたりには協定が結べるのではないかと。

それから、ペルーについては、この間総理が行かれたときに相当話を詰めていただいた。それから、フィリピンについても相当話を進めておりまして、できる限り日本方式を採用してくれる国がふえることは、我が国の経済、国際競争力にとって大変重要だと思つております。

○**園浦委員** ありがとうございました。まさに今大臣がおっしゃったとおりで、私が二年前、ブラジルにお伺いしたときに、実は、ワンセグの日本のテレビ番組を録画していきまして、それをガルシアという大統領補佐官に直接見せた。それがきっかけで、そのときにガルシアさんは何とおっしゃったかという、いろいろな国がいろいろなものを持ってくるけれども、こんなやつこい、いわゆる携帯電話で、これほど鮮明な画像が見られるとは思ひなかつたというふう

に日本の技術力を大変高く評価をしております。その一方で、じゃ、日本方式を入れるからブラジルに日系企業の半導体工場を二つぐらいつくつてくれぬかということもありましたけれども、まさにそれはもう大臣のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、メーカーの人たちなんか話を聞きますと、今大臣がまさしくおっしゃった国際競争力、産業振興というものにプラスアルファをして、いわゆる大量生産というものが軌道に乗れば、国内のものも非常に価格低下が見込めるんじゃないかという話をしておりましたので、これはぜひ、いろいろな省庁と連携をしてという話になるんじゃないけれども、やつていただきたいと思ひます。

一方で、メーカーとの協力というものもこれから必要になつてくると思ふんですが、大臣、そちらの方は、国内のいわゆるメーカーの話とか技術開発について、リーダーシップとかそういうものをとつていただく意思はありでしょうか。

○**鳩山国務大臣** 園浦先生おっしゃるとおり、日本方式が世界に広がれば、その機器の生産数がふえるわけですから、当然一台当たりの価格が安くなる、これは事実でございませう。そして、いろいろな家電メーカー等からも我々は後押しを受けて、この日本方式の普及に努めていっているつもりでございませう。

○**園浦委員** ありがとうございました。

まだまだちよつと海外のこともお聞きしたいのですが、最後に、先ほど谷先生からもお話がございましたけれども、いわゆる全世帯普及のための方策というものが、先ほど与党の合意というものがございまして、百二十万世帯だったのを、それからふやしていくよという話もしておりますけれども、大臣自身は、今の御自身のお考えとして、これはやるべきであるというふうにはつきりお考えなんでしょうか。

○**鳩山国務大臣** この間、与党の方々がお見えに

なってお話し合いをして、やろうと思っております。

○藺浦委員 ありがとうございます。

いろいろ新しいものをやろうとするときには混乱が起こりがちですけれども、テレビというのは今は切っても切れない国民の生活必需品でございますので、ぜひとも混乱が起こりませんように万全の対策をしていただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○赤松委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 公明党の谷口隆義でございます。

きょうは、まず初めに、公立病院の経営支援ということでお尋ねをさせていただきたいと思っております。

御存じのとおり、今、公立病院が大変危機的な状況になっております。地域の医療を提供していくという観点で非常に重要な役割を担っておるわけでございます。全国的に約一千ほどあるということでございますが、近年、過疎地、また産科、小児科、救急医療の医師不足が大変深刻化しているということと、診療報酬のマイナス改定というのがやはり大分影響しているようであります。また、地方財政が御存じのとおり大変悪化しているというようなことで、経営環境というのは大変厳しい状況でございます。

総務省では、定住自立圏構想ということで、地方が崩壊しないように、今大臣中心で進めていただいておりますが、その中でも、やはり地方の病院の存在というのは大変大きなものがございます。

それで、従来から私も、副大臣をいたしておりますときに幾つかの自治体から陳情も受けたのですが、その問題意識を持っておったのですが、先日、十一月の二十五日に、公立病院に関する財政措置のあり方等検討会というように、有識者の皆さんが集まっていたきまして、取りまとめをしていただいたわけでありまして、

その概要をちよつと私の方から申し上げますと、例えば、具体的に申し上げますと、過疎地に関する財政措置の充実ということで、不採算地区病院に関する特別交付税措置を改正すべきであるというようなことであるとか、産科、小児科、救急医療等に関する財政措置の充実ということで、今度審議をいたしますけれども、国家公務員の医師の給与は百二十万ばかり上がるということになります。この状況を踏まえまして、公立病院の医師給与についても所要の地方財政措置を講じるべきであるとか。

また、最近公立病院の経営形態が多様化をいたしておりますが、そのようなことの財政措置ということで、公立病院と同等の医療機能を提供する公的病院、公益法人立の病院等に対して助成をしている場合に、現行の不採算地区病院機能に加え、救急、周産期、小児医療等の特別交付税措置も準じて適用すべきであるとか。それと有床診療所です。先日大臣が夕張の有床の診療所の視察に行かれたと聞いておりますが、有床診療所については、不採算地区病院等の特別交付税措置を準用すべきであるとか。

また一方で、やはり公立病院もこれは改革していかねばなりません。びつくりするぐらい豪華な公立病院もあるわけでございます。そのようなところはやはり改革していかねばなりませんし、また、病床の利用率の状況等もやはりある程度反映をしていかねばならないと思っております。

このような検討会の取りまとめがあったわけではあります。私の方から、尋ねるというわけではありませんが、私の方から、ぜひ今回、財務省との間で交付税総額で大臣も頑張っていた、だいておると思っておりますが、地財措置また特交措置、特別交付税で何とかこの取りまとめで書かれておられるようなことを実現するために大臣に頑張っていた、だいたというように思っておるわけでございますが、今申し上げたことにつきまして大臣の御見解をお述べいただきたいと思っております。

○鳩山国務大臣 谷口先生のお話のとおりで、そのとおりやっていきたいと答えればそれで終わりというぐらい、先生の考えと私どもの考え方は一致をいたしております。

従来から、公立病院は非常に重要であつて、先ほどの郵政のユニバーサルサービスではありませんが、やはり不採算地域でも病院はなくてはならないという意味で置かれていた公立病院等もあると思います。一方、経営面では非常に厳しい状況に置かれており、現在の医師不足、あるいは産科、婦人科、小児科の医師の不足ということも大きく響いているわけでございます。

したがって、ベッド数やその機能に応じて交付税措置を講じていかねばならない。とりわけ医師不足の著しい過疎地の問題、産科、小児科、救急医療に関する財政措置という意味では、特別交付税でできる限りの措置ができるように頑張っていきたいと思っております。また、日赤のような公的な病院に対して自治体が助成するというような場合には、お金がかかることでございますから、これも特別交付税で措置をしていきたい、こう考えております。

いずれにいたしましても、二十一年度の地方財政計画というものは間もなくあらあらの姿を示すわけでございますし、そうした地方財政対策において、地域の医療体制の確保のためには、地方交付税を中心としてきちんとやっていかないと国民の健康が危機に瀕することになるというふうに思っております。

また、逆に、先生からも御指摘があったように、余りに豪華で、金のかけ過ぎ、無駄ではないかというふうなことにについては、もっと効率的な医療供給体制をつくるように要請をしていきたいというふうなことを考えております。

○谷口(隆)委員 大阪府内の、自治体の名前は申し上げませんが、ある自治体で、公立病院を市立病院を経営しておつて、そこで内科の先生が当時五人おられて、五人とも全部やめられたわけです、突然。それで、その病院の経営が全く成り

立たない。内科の先生が五人全部やめたわけですから。

その原因は、やはり医師の給料にあるわけですね。やはり開業医の皆さんと比べますと、労働現場がかなり過酷でございますし、それで給料も安いということで、そういうところが日本全国のところに出てきておりますので、非常にきめ細かく、財源の問題も、また働きやすい環境ということも含めて、ぜひ大臣の方から御尽力賜りますよう、よろしく願ひたいと思います。

その次に、今度お聞きしたいのは、新型インフルエンザなんです。

きょうは厚労省から来ていただいておりますけれども、新型インフルエンザ対策でお伺いをいたしたいと思ひます。後ほどお聞きしますけれども、消防庁も救急現場でこれからいろいろ大変重要な役割を担っていただかねばなりませんし、地方がどのような対応をとっておるか、これは非常に重要でございます。

御存じのとおり、この新型インフルエンザというのは、もういつ起こってもおかしくないというような状況でございます。私が、この八月に離任しましたけれども総務省の副大臣のときに、川崎市で新型インフルエンザの訓練をいたしました。そのときにも担当の先生がおっしゃっておられたけれども、新型インフルエンザというのは、来るか来ないかというような問題ではなくて、必ず来ると。必ず来るということですよ。それで、国立感染症研究所の感染症情報センター室長は、十年後までに一〇〇％発生するとの認識を持つべきだ、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

それで、そのリスクは今どんどん高まりつつあるわけで、政府の方も一体となって新型インフルエンザ対策を講じておりますし、与党のところでもPTをつくつて対応を今検討いたしておるところでございます。最悪は、六十四万人の方がお亡くなりになるかも知れないというような状況でございます。



それで、新聞報道を見ておりましたら、十一月の中旬にインドネシアで集団感染が疑われる事態が発生したという新聞報道がございまして、インドネシアというのは従来からそういうようなケースが多かったようでありましても、ちょっと簡単に御紹介します。

十一月の十二日から十三日にかけて、南スラウェシ州の州都マカッサルで、同一地区の住民十七人が高熱と呼吸障害を起して病院に運び込まれ、鳥インフル感染が疑われたため一般患者とは隔離をされた。今月上旬、患者たちの近所で約三十羽の鶏が死んだとも言われている。十四日になって、集中的な治療の結果、十七人のほとんどは症状が改善してきた。ただ、ジャカルタ・ポスト紙は、病院と地元大学の研究室が患者たちに行った初期の血液検査でいずれもH5N1の陽性反応を示したとも伝えたというような状況でございます。

これは、結局、二十日に至って、インドネシア保健省は、病院から送られてきた患者の血液とたんの検査結果について、検査結果は陰性だということで、おさまったわけでございます。しかし、もしこれが陽性であれば、今大変緊張感のある世界が警戒レベルを上げなければならぬという大変重要な状況であつたわけでございます。

このような報道があつたわけですが、初めに、きょうは厚生労働省からおいでいただいたとおりです。お伺いしたいと思いますが、WHO、世界保健機構や厚生省からも何の情報もなかったと言われているわけです。それで、このようないふについて、今回、厚生労働省に情報として入つておつたのかということをまずお伺いしたいと思ひます。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事例につきましては、厚生労働省といましては、現地で報道があつた直後に、大使館から情報を把握し、直ちに現地に派遣していた専門家を通じて情報収集を行いました。

その情報収集の結果、この事例につきまして

は、まず鶏が死亡したとの報告があつたため、発熱等の兆候があつた者を念のため予防的に幅広く入院させた、また当初報告された十七名以上には入院患者が増加をしなかった、それから飛躍的に人から人へ感染していると判断できる事実が確認できなかった、それからH5N1であるとの検査結果が出ていなかったということでございます。まして、鳥インフルエンザの集団発生である確度は低いものというように判断をいたしまして、地方自治体への注意喚起は行わなかったところでございます。

なお、問い合わせがあつたところにつきまして、その時点における国の情報をお伝えするという対応をいたしました。

厚生労働省といたしましては、集団的な新型インフルエンザ発生を疑わせる事例が発生した場合には、情報収集と、適時適切に関係者に対する情報提供を行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○谷口隆委員 この新聞報道を見ますと、この事件と申しますか、これが生じたのは十一月の十二日から十三日で、最終的にインドネシア保健省が陰性だと言つたのが二十日なんですね。それで、この新聞報道によりまして、全国七割の三十二都道府県が、インドネシアで入院の一報があつたその日からまた翌日に情報を得ているというような状況であつたようでございます。逆に言いますと、三割の県が知らなかったというようになつております。

この情報提供は、厚生労働省が各地方に連絡をする、情報提供するというようなことになっておりますが、私が思うのは、十二日、十三日にこういう事件が発生して、一週間ほど大変大騒ぎだったと思うんです、インドネシアでは、この辺の情報をはり地方に情報提供する必要があるのではないかと、なげやんなかつたんですか。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、私どもが専

門家を通じて情報収集をした中で、この事例につきましては、鳥インフルエンザH5N1型の集団発生である可能性は低いというふうに判断をいたしました。地方自治体への注意喚起を行うには至らないという判断をしたということでございまして。

○谷口隆委員 それはどういう根拠でそういう判断をされたかわかりませんが、しかし、私が思うには、そのような確定的な判断が下せないという状況のときには、まずはやはり地方にこういう情報を流すべきだと私は思うわけでございまして。そういうようなことをやらないと、今政府の方ではこの新型インフルエンザ対策を各役所集まつてやつておるわけですが、必ず抜けてしまふところが出てまいるわけであります。これは今後ぜひそういう観点でやつていただきたいと思ひます。

今度は総務大臣にお伺いしたいと思ひます。

今厚生労働省がそういうことをおつちやつたわけでありまして、どうも、状況を聞いておりますと、各都道府県、地方でも対応がまちまちで、おくれのところもあるというようないふことが懸念されておるわけでございまして、大臣の方から、そういう進捗状況等がおわかりであれば教えていただければと思ひます。

○鳩山国務大臣 新型インフルエンザということであれば、その対策は当然厚生労働省の担当でありましようが、やはり、情報を早く伝える、とりわけ地方自治体に対策を打たせるという意味では総務省も責任が大きいと思つておりまして、現在内閣官房を中心に改定作業を進めております。新型インフルエンザ対策行動計画というのがございまして、それに基づいて関係省庁が地方自治体と連携協力しながら発生段階に応じた総合的な対策を推進するということとしておりますので、どこにどう責任を持たせるかということがありますが、都道府県、市町村にできるだけ早く情報が伝わるように、そういうシステムをつくるように努力を

していきたいと思つております。

また、総務省は消防庁を持っておりますので、情報が来ればすぐ各消防本部に連絡をとるようになつておりますし、消防本部がどういう業務計画を策定するかという、そのためのガイドラインの作成も今進めているところでございまして。

いずれにいたしましても、先ほど先生からおつした南スラウェシ州のマカッサルというところは、いわゆる昔から、ウジユン・パンダンと言われているところでございまして、近くにはバンナムルンという非常に美しい溪谷地帯があるのですが、私も遊びに行つたことがありますが、観光客はそう多くはないですが、日本人も十二分に行くところで、もしこれが新型インフルエンザであつたならば確実に日本に来ていたのではないかなと背筋が寒くなるような思ひはいたします。

○谷口隆委員 消防庁長官、きょうおいでいただいております。

私も訓練いたしました。救急隊員の皆さんは前線で働いていただかなければなりません。モラルの問題もありますし、一言、時間がありませんで、今の状況を長官の方から御報告いただきたいと思ひます。

○岡本政府参考人 委員御指摘いただきました。二月に、当時谷口副大臣に御指示をいただきました。二月に、消防庁としての対策本部を立ち上げました。

三つの対策を講じておりまして、一つは、まず適切な初動対応をどうやれば確保できるかということ、先ほどお話ございましたように、この五月に神奈川、川崎等で、政府と地方団体のいわば初動対応の連携というための訓練を行いました。この訓練におきました成果あるいは対策推進上の留意点といったものを全国の消防本部にも情報提供したところございまして、来年もその訓練をぜひしたいというふうな考えております。

二つ目は、感染防止対策ということでございまして。御指摘ございましたように、救急隊員は最初

期に接触する可能性が高いようでございますので、感染防止対策というのが急務でございます。そういう意味での消防本部への感染防御資器材の配備というのは現在進めております。平成二十年

度、本年度の地方財政対策におきましても地方交付税の措置を大幅に増額いたしました。また、国の当初予算におきまして、また第一次の補正予算におきましても、主要な国際空港周辺でありますとか、いわば一番そういう可能性の高そうなところについての資器材の配備を重点的に進めさせていただきます。

三つ目は、各消防本部におきます業務の継続を確保することでございますので、この業務継続確保のための計画というものを、ガイドラインを現在検討を進めておりまして、本年中にも業務継続計画のガイドラインとして各消防本部にお示しをしたいというふうに考えております。

○谷口隆委員 今おっしゃったことであります。私が自分自身でその訓練に参加した経験から申しますと、ぜひ訓練をしていただきたい。訓練をしないと、頭で感じているのと訓練の現場で全く違うということがありますので、ぜひそういうふうにお願ひしたいと思ひます。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○赤松委員長 次に、原口一博君。

○原口委員 民主党の原口でございます。

きょうは、主に郵政、年金を中心に質問をさせていただきます。委員長にお許しいただいて、パネルと、それからお手元に資料を配らせていただいています。

日本郵政の西川社長におかれましては、予算委員会に次いでまた質問させていただきますが、まず、西川社長、先日私が指摘をいたしましたJR梅田駅での郵便物残留事故の発生、この原因、おわかりになりましたでしょうか。

○西川参考人 お答えをいたします。

今回の事故は、九月二十三日に埼玉の新越谷支店から送られたJRコンテナが新大阪支店に配達

されず、十一月二十七日までの二カ月間、大阪の梅田駅、貨物専用駅構内に残留していたものでございます。

本件につきましては、十二月三日に総務省及び十二月四日に国土交通省から、法律に基づき、本件事故について網羅的な調査を行い、その調査状況、原因分析、再発防止策等を十二月十二日まで報告を求められているところでございます。

本件の原因は、新越谷支店から新大阪支店への輸送を請け負った業者及び梅田駅でコンテナを引き取り輸送する業者双方のチェック漏れ、並びに新大阪支店での到着が確認されていなかったというものによるものでございます。

まことに粗末な事態でございますので、深くおわびを申し上げます。

○原口委員 これは何回も出ささせていただきました。郵政民営化すればどんなによくなるかという紙芝居を自民党さんがおつくりになりましたが、先ほど鳩山大臣がお話しになったように、懸念がある。

私たちが一番懸念をしたのは何かというと、郵政事業における国民の権利が侵害されてしまうんじゃないか。鳩山大臣の言葉をかりれば、郵政というのはゲマインシャフトを支えているんですよ。ゲマインシャフトそのものがこうやって、高齢者の方も、銀行には行けないけれども郵便局には行けていた、それが行けなくなる、あるいは遠くになる、そして何でもかんでもやられて、逆に今度は地域を圧迫するんじゃないか。そういうゲマインシャフトそのものの崩壊を私たちは懸念していたわけです。

今、西川社長がお話のように、これは三社のミスですよ。当初におけるコンテナの到着確認も不十分というのは、これは郵便事業会社ですね。郵便事業会社のチェックができていない、そして、請け負ったところ二社が外している。こんなことがあるんじゃないか、そもそどこに原因があるかということをやきつちり考えなきゃいかぬ。

そこで、日本郵政グループの平成二十年度中間決算、私が予算委員会でも求めて、特にゆうちょ銀行の決算資料、予算委員会でも提示していただいたものをここにださせていただきます。これは、十月八日の予算委員会、私は麻生首相に、受託手数料の決め方と月別、事業別の具体的な金額をお調べになってくださいということをお願いして、それでやっていただいたものでございます。

鳩山大臣、この中間決算をこうになって、受託手数料の決め方をこうになってどのようように判断されますか。決算の中に、やはり数字の中に一番現状がよくあらわれています。そのことについて大臣の答弁を求めます。

○鳩山国務大臣 十一月二十八日に郵政グループが中間決算を公表したわけでございまして、純利益二千二百二十四億円、通期見通しに対してはほぼ順調に進捗しているんだと思ひます。

原口先生が問題にされているのは手数料の問題だと思ひますけれども、やはり目立つのは、インセンティブのところは八月、九月とふえていることで、これは多分、定期性貯金をふやそうということでインセンティブを与える意味で、局会社に対して励ましの意味でそれだけ割り増した手数料を払ったのかな、こういうふうに見えております。

○原口委員 鳩山大臣が御指摘のように、定期性貯金のところでも多分残高維持、ずっと一兆円規模で落ちていましたから、それを何とかもとに戻そうということとこれをされたんだと思ひます。これをこうなんになってください。今大臣が御指摘の、インセンティブと大臣はおっしゃいました、そここの「純増実績×料率」、それから「事務品質実績×一定額等」と書いてあります。役所で結構ですから、事務品質実績、これはどういう意味ですか。日本郵政じゃなくて結構ですよ。どうぞ。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。事故がなければそれだけ手数料がもらえるというような品質を立派にやっているということでございます。

○原口委員 先ほど西川社長がお話のような、事故がない、これはもう当たり前の話で、普通、銀行にはこういうものが本当にあるのかなと思ひますが、これは多分、そんなに変動していない。一生懸命日本郵政の皆さんが頑張っていた、それで、ここまでぎりぎりにやっていた、それで、多分ふえているのは純増実績額だと思ひます。今、鳩山大臣の答弁によれば、定期性貯金、ここがふえたのか何なのか、この中身は何ですか。私が前に聞いていたところによると、多分、定期性貯金と年金の自動受け取りの口座を現状を維持しよう、現状を維持できたらインセンティブを与えますよ、こういうことなんじゃないか。

これは想像ですけども、総務省いかがですか。

○吉良政府参考人 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○原口委員 私の想像が間違っていないかということがありました。

と申しますのも、これは中間決算全体を見ると、郵便局株式会社の中間純利益は、鳩山大臣、二百九億円ですよ。つまり、何を申し上げたいかというと、仮にこのインセンティブのところ、八月、九月で約百億ずつふえていますね。つまり、三事業会社合計で二百億円近い手数料額の増額が行われているわけですが、もしこれがなければ、これは中途で多分基準を、インセンティブですから、こんなに減らされたらいかぬ、局会社に頑張ってもらいたいということで設けられたと思うんですが、それがなければ、これはひよっとすると赤字だったかも知れない。

しかも、今度赤字が出てくる郵便事業会社からも手数料の改定が行われています。この夏、手数料の改定が行われていますけれども、これがなければ、純利益は平成十九年度四十六億円でしたけれども、それと変わらないか、それ以下の状態であつたのではないかと思われるわけです。また、先ほど指摘がありましたけれども、局

会社の職員を貯金、保険に転籍させつつ局の仕事も行わせておられるみたいで、これは局会社の人件費負担を貯金、保険で賄って、局の利益を実態以上に支えるというか大きく見せるということにつながっているのではないかと思います、大臣の所感を伺いたいと思います。

○鳩山国務大臣 中間決算で郵便事業会社が赤字になっておりますのは、これは年賀はがきの季節が入っていないからで、十月から翌年三月にはこれは黒字になるようでございます。

そして、局会社の純利益が二百九億でした。確かに、だから私も役所の者に言いました。インセンティブが八十一、九十三、八十四、八十三億と来て、百八十二、百八十一とふえております。約百億ずつふえて、二百億ふえているから、もしこれが、インセンティブをより与えない、八月、九月も八十億ぐらいたったら純利益はほとんどゼロになるの、こう言ったら、いや、これはいろいろないきさつがあつて、多分その場合は四、五十億の純利益だったのではないのでしょうかというふうに専門家は答えておりました。

いずれにいたしましても、こういうあり方については十二分に検証していきたいと私は思っております。

○原口委員 鳩山大臣から検証という、これは重要な答弁であります、やはり私たちは今、国民に向かって説明責任を負っています。これは安住さんの紙芝居ですけれども、こうならないためには、やはり郵便局は、手数料で局会社は成り立っていますから、それが安定的に入るのかということを確認しておかなきゃいけません。

つまり、西川社長とは私、財務金融委員会の筆頭理事時代にも、これは銀行の方でやりましたけれども、普通、銀行には、こういう一気にインセンティブがぼんとふえるというのは、私たちは余り見ませんでした。と申しますのも、これは日本郵政の名譽のために言いますが、これは局会社と郵貯会社が違いますから、その中でいろいろなことがあるというのはいはります。しかし、それを

透明にしておかないと、これは不良な会社がよくやることです、利益のつけかえあるいは飛ばしといったことを疑われてはなりません。ですから、今こういうお話をしているところでござい

ます。委員長、ぜひこれは理事会で協議をいただきたいんですが、この手数料収入のもととなった計算、それからブレイクダウンした数字、それから、恐らくこれは手数料収入を要するためには、そこで取締役会が何らかの会議を開かれていると思いますので、その資料の開示をお願いしたいのと、これは監査法人が入っていますから、私たちが今まで見ているような普通の一般の銀行ではなかなか目にしない数字なので、監査法人の意見がどうであったかということも、念のためです、私は日本郵政が変なことをするとは思っていません、むしろ西川社長のもとで一生懸命やっています。維持をするということにインセンティブを入れているけれども、もう多くの委員が御指摘をされたように、十年後、民営化後十年後ですね、もうあと何年後ですか、そこにはこれは入っていない可能性もあるということ指摘しておきたいというふうに思います。

さて、次のページをごらんください。これも郵政公社時代と業績の比較でございます。

なぜ私たちが凍結法案を与党の皆さんと議論してきたか、あるいは、なぜこの委員会、共通の理事会に郵政の見直しの検討の委員会をつくったか。先ほど、どなたか、全然、もうここにはおられなくなりましてけれども、私たちが凍結法案だけ出して、そして見直しの案を示さないのは無責任だんという、わけのわからぬことを言った委員がいました。そうじゃないんです。与党の皆さんと大臣がおっしゃるよう、党派を超えて、これは国民の権利を守ることだから、だから、この委員会に与党、野党の枠を超えてそれをつくっているんです。大臣、こんな対立国会の中で、私

がそれを提案するのは、私にもリスクがあるんですよ。与党と一緒に何をやっているんだ、政権交代してやればいいじゃないかという声は、我が党の中にもあります。しかし、それでは国民の権利が守れないから共通の基盤をつくってやっているにもかかわらず、何という委員だったか忘れましてけれども、そういうことを言うのは、まさにみ

ものだというふうに強く抗議をしておきます。そして、なぜ凍結法案を出すかという、現場に届くまで何年かかりますか。見直しの法律をつくる、それが通る、それが実施される、二年とか一年半とかかかるんです。これだけ巨大な組織です。現場に徹底させるためにも、そういう時間がかかるんです。その間に株式を凍結されない。今だって、法律上はいつでも売れることになっているんです。だから私たちはやっているんだというのを御理解いただきたい。何も、民をもとの国営に戻そうなんという気は全くないということ

を御理解いただきたいと思いますが、大臣、その辺の共通認識はよろしいでしょうか。○鳩山国務大臣 株式売却を凍結することについては、私はその必要性はないと思っておりますけれども、基本的に、もともと国がつくり、国民の財産によつてできたものが郵政でありますから、日本郵政を初めとする五つの会社すべて国民の共通の財産ででき上がったものだから、これを民営化という方向で改革をいたしました、それぞれが会社がきちんと立ち行くようにしなければいけない。どこかの財閥がつくった会社ではないわけですから、国民の共有の財産としてでき上がった会社ですから、その行く末はすべてきちんとした道をたどってもらいたい、こういうふう

に考えております。○原口委員 いや、だから、私たちがその手続のために腰を落ち着けて、いつ売られるかわからない、今たまたまこういうリーマン・ショック、百年に一回と言われるものがあつて、私は、賢者は歴史に学ぶと思ひます。そうでない人たちは、経験ばかりを振りかざして、そして、何をやるかという、状況に応じて原理原則を変えるんですよ。

だからおかしなことになるわけで、私は、鳩山大臣だから言いますが、あなたが都知事選にお出になったときに、世界に先駆けた政策をつくっていただけないですか。今だから言うけれども、私、その政策に随分いろいろな意見を言わせていただきました。今、オバマさんが太陽経済と言っているけれども、あれは鳩山さんが言っていたんですよ。私たちは、緑の分権構想と、あなたの意思を継いで、民主党の中でやっていると。民主党副代表、早く戻ってきてください。それがどうして、どういうわけか二周おくれのバスに乗って。

私たちが今言っているのは、大臣、わかっているはずなんです。ゲマインシャフトなんです。ゲマインシャフトで、リテールバンクなんです。巨大なメガバンクをあと一つ二つつくって見たところ、それは国民にとつては、東京三菱さんとか西川社長がおられた銀行とか、それがもう一つふえたからといって、新たな選択肢にはならないんです。鳩山さんは、もう十年前にも二十年前にも先見のあることを言っているんです。一個だけ間違つたのが、二周おくれのバスに乗ったことなんです。私は、あなたに返ってきてくださいと家まで行って、本当においしいという、物すごく辛いマコー豆腐を食べさせてもらって、髪の毛が、まあこういう冗談はどうでもいいんですけれども。私たちが、一人一人の国民の権利を守るために……これは三月ですよ、見直し、それで、来年からはもう株を売れるんですよ、今だつて売れるんですよ、そのところをよく皆さん考えて、本会議の採決は、よくよく私の質問を考えて、きょうの投票行動と違う行動をとられることを期待いたします。さて、もう一つですが、これは次のページを

一人当たりの純利益ですよ。これを見ますと、郵便局ネットワークが、西川社長の間は維持できるかもわからない。しかし、別の経営者になり、別の株主が生まれてきたときに、本当に維持できるでしょうか。

一人当たりの純利益をこんなに頑張って下さい。中間決算値ですよ、これは。郵便事業会社はマイナス十九です。郵便局会社は一人当たり十八万円。先ほど指摘をしましたように銀行は千二百六十五万円。もし、この千二百六十五万円の郵便局に株主が生まれたら、その人たちは、ネットワークが必要だからといって郵便局を津々浦々までそれを維持する義務がありますか。ないですよ。

オランダのINGにも行きました、イギリスのロイヤル・バンクにも行きました。鳩山大臣は先ほどおっしゃいましたけれども、大改革があつてその影が生まれているんじゃないですよ。あなたが迷われたように、大仕事で影が出ているんじゃないんです。大仕事といったものが、そうではなくて、間違つたことだつたんです。あなたは、もともとそれを直観力で違ふと思つていたから迷つたんですよ。もともとその原理原則を思い出してください。知事選であながおつしやつたことを思い出してください。その原則に戻れば、今の四分社化ありき、分社化ありきの民営化は直ちに變えなきゃいけないんです。どうですか。

○鳩山国務大臣 昔から長いおつき合いでございますし、マーボー豆腐もつくりましたし、それはなかなかいい話をされるなと思つて今聞いておりました。

私は、日本という国は、最初に経験した文明の質から違ふわけで、ドライではなくてウェットな文明の国であると信じておりますし、そうでなければ日本らしさが発揮できない。そこにあるのは、いわゆる和の精神であり、地域共同体という考え方であり、それも利益共同体ではなくて精神共同体である、ゲマインシャフト的なものが日本の最大のよさである、こう思つておりました、郵

政とか郵便とか、あるいは特定郵便局長という方々がゲマインシャフトの中心に位置しておられた。そういうウェットな社会において、庶民の郵便で小口なものを扱う金融機関として郵便と簡保というものがあつたわけで、ほかのメガバンクと同じものを郵便や簡保が目指すべきでは断じてない、そう思うわけでございます。

したがって、正直申し上げて、私は関係ですから今は法律どおりの方針でやっていかなければなりませんけれども、仮に、日本郵政が予定どおり郵便、簡保の株を一〇〇%売り払つた場合には、この二つの金融会社は、国とは全く縁の切れた、全く一般の金融機関になってしまう。その金融機関が、もうおれたちは人口の少ないようなところでは営業したくないというので、郵便局とは一切契約をしなくなつたときには、郵便局、郵便事業という、いわゆるユニバーサルサービスをしなればいけないところが経営が立ち行かなくなるおそれがある。

ですから、その点についてはこれから、民営化委員会もいろいろ考えておられると思いますが、我々も意見を言つて、庶民のための小口の簡便な金融会社二つが健全に残つてもらふようにしたい、こう考えております。

○原口委員 やつと原理原則に戻つていただきましたね。

ここに、エドウィン・Ｆ・ゲイさんというハーバード・ビジネス・スクールの初代学部長の言葉があります。彼はこう言つています。

世界じゅうで危険なまでに恐慌の程度が深まつていった。景気循環をつくり出す要因、そして長期的な変化のトレンドの双方が恐慌に影響を与えている。だが、経済変動の専門家たちは、恐慌の諸要因を見きわめ、計測可能なものについてはその衝撃の比率を考慮したが、最終的に、従来の分析手法では現状を判断できないことに気がついた。どうやら、計測不可能な要因が作用していた。つまり、それは各国にとどまらぬ世界全体の信用経済の問題であり、経済回復のためには国ごとの

対応だけではなく、世界全体の施策が必要であることを示唆している。

これは一九三二年に書かれた論文です。私は、これを全部読んだときに、今のことではないかと思ひました。つまり、紙の上での利益を人々が現実にお金にかえ出すと、紙の上の利益だけが大きく広がつていきますから、現実にはかえられないんです。それが今起きていることなんです。

私たちは何をやるべきか。今までのパラダイムと違ふことをやるべきなんです。あなたが知事選でおつしやつた太陽経済をつくるべきなんです、地域の緑の分権化構想をやるべきなんです。しかし、何をやっているかという、状況に振り回されて原則を顧みない、ばらまきの対策をやるようにしている、今までの成功したものを次もやろうとしている。これで何が起きるかという、多くのツケが将来に回り、そして世界の生産的資源を費やしてしまふんです。それをやるべきだということ、きょう私は強く指摘しておきたい。

さて、岡崎官房審議官、例の定額給付金ですが、一個だけ聞いておきます。

所得制限を設定する場合の基準額の下限である所得一千八百万円を超える人の数は、日本でどれくらいいらっしゃるのですか。

○岡崎政府参考人 所得でございますが、世帯単位での統計、正確なものはございませんが、国税庁統計年報の申告納税者数の分布を参照して推計いたしますと、個人単位で平成十九年度において所得が一千八百万円以上の者としては、おおむね三十万人ないし四十万人が該当すると思つております。

○原口委員 今お聞きになつたとおりです。所得制限をするというのは、我が国の国民の中の三十万人、四十万人、こういう方々に辞退をしていただくためにやるわけですよ。

しかし、これは地方分権にも反しているんです。もともと、地方に中央政府が勝手に施策を押しつけてはいけない、自分で考え、みずからの責任でみずから立つ地方をつくらう、地域をつく

らうというのが地方分権の基本理念です。しかし、皆さんが書いてきたこの答弁は何ですか。統一見解を私は求めました。そうしたら、鳩山大臣、どういふ答弁が来たと思ひますか。いわゆる法定受託事務というのは減らさなきゃいけないから、たくさんつくつちやいけないから、だから自治事務にしましたと書いているんです。逆でしょう。

もともと、こういうものは押しつけちゃいけないですよ。お願いする場合にもちゃんと法律をつくりなさい、また、法律をつくつた場合も、それは際限なく広げちゃいけませんというのが地方分権の基本ですよ。その基本を外して、そして市町村に多くの政策のツケを回す、これは許せないというふうに思ひます。

また、年金についても、鳩山大臣だつたらおわかりになると思うから、これをあらんになつてください。これはずっと言っているんです。キャッシュフローマネジメント、ことしだけでどれぐらい運用収益で損しましたか。消えた年金だけじゃなくて、損なわれた年金も国会ではちゃんと議論をすべきです。

つまり、相手の手を見ずに、ポットフォリオを変えないで、どんな経済状況になろうがポットフォリオを変えませんか、将棋でいうと相手が歩を指そうが飛車を指そうが、同じことをやっているんですよ、日本の年金は。

それで、これは十九年度の実績ですけれども、五・八兆円の赤を出している。ことしはもつと赤ですよ。これをやっていたら、私たちの国は年金を支払えません。

また、この総務委員会の所管でいうと、あの消えた年金第三者委員会、鳩山大臣は、優しい対応だとおつしやいましたね。しかし、多くの人は泣き寝入りしているんです。なぜか。私が鳩山会社に勤めていたということを証明できても、年金の保険料が控除されていることが認められなければ、年金は返つてこないんです。その事実について御存じでしょうか。

○鳩山国務大臣 大体承知いたしているつもりで  
ございます。

もちろん、私は年金確認第三者委員会の方の担当でございまして、年金そのものについて日ごろから勉強しているわけではありせんから決して詳しくはありせんけれども、要するに、保険料を支払ったということ、これを会社が控除しているということの証拠が必要だという基本的な扱いになっていると思います。

ですから、非常に難しいんですが、私が第三者委員会へ行ってできる限り優しくと言ったのは、ぎりぎりの判断をするときには、拳証責任の転換とまでは言わないけれども、申立人に有利な方向で見ていただけないかということをつたつたつもりでございます。

○原口委員 やはり鳩山さんは正直な人ですよ、早く民主党に帰ってきてほしいと思うけれども、これをごらんください。先日、舛添大臣のもとで調査委員会がありました。彼らはどこを調べたかというところ、ちょっとこれは見えにくいのでこの絵を出しますけれども、消えた年金の中で、オンライン化後、しかも標準報酬月額改定、しかもこの三条件が重なったところのたつたの六万九千件を調べたんです。

しかし、その六万九千件の中でも何が出ているかというところ、組織的改定、これは制度のゆがみが現場に行っているんですよ。だったら何をやらなきゃいけないかというところ、この全体像を調べなきゃいけないでしょう、全体像を調べないで何が起きたかというのはいくらもいけません。鳩山大臣がおっしゃる、それぞれの人の権利に注目した救済もできないんです。

だから、サンプル調査をやってくださいということも言っているんですが、役所はどうすると思えますか。責任逃れをしようと、これが広がらないようにするんですよ。ちよつとこの重なつたところがありますね。重なつたところだけを調べてください、あとのところはどうぞ見ないでください。本当はここからこつち側に問題があるにも

かわらず、そこには行かせまいとするんです。それを突破するのが政治です。

そして、報道によると、内閣府に調査の機関を置くなんというところを言っていますが、それはやめてください。年金第三者委員会に知見があるんですよ。今までのいふ人たちの話を聞いて、総務省行政評価局がありますから、そこで、社会保険庁でもない、厚生労働省でもない、第三者委員会に調査の権限を与える、鳩山大臣がリーダーシップでこれをやりなさいと言う、そうすると年金は回復してきます。

どうぞ検討を約束していただきたい。私はあなたにひっかけの質問も何もしていない。年金ももらえず亡くなっている人たちのために、全容調査を総務省の中でやれるような仕組みを提案してくだされいということをお願いしています。

○鳩山国務大臣 実は、この六万九千件の問題は、第三者委員会というところをやつてきた中で確かに具体的な案件として出てきているわけですが、仕方がなかつたのかもしれないんですが、この三つの円というのは実に不思議な円なんです。報酬下げと脱退が同時、これはいいですよ。しかし、六カ月以上さかのぼつて引き下げというのが、三カ月以上でやつたら円がぐつと大きくなるんですよ。五等級以上というの、例えば三等級でやつたら円が大きくなるわけですよ。

だから、こんなところでちよつといいかといつて六万九千件を選んでいくわけですが、第三者委員会を所管している身からすると、これはちよつと恣意的にこの円を締め過ぎているし、変な言い方をしますけれども、三つが出会つたところが優先的に調べるべき部分であるということをはわかるけれども、例えば、ちよつと一年前の法務大臣に戻つた場合、黒い証拠が一個あるか二個あるか三個あるか、三つあるから実際に犯罪を犯している、二つだつたら犯していない、一つだつたら犯していないということにはならないわけですね。一つの証拠だつて、それが有力であれば、実際、犯罪を証明できるかもしれないわけですね。

だから、このやり方は、とりあえずという形でこういうことをしたんだろうな。私はこれを見て、非常に恣意的な円の描き方だなと、こんなことを言うやと舛添さんに怒られちゃうかもしれないが、正直そう思いました。しかも、我々、年金確認第三者委員会をやつておりますのは、オンラインじゃない、ペーパーのものでも同じようなケースが出てきておりますから、ペーパーの方もきちんとやらなくちゃならないということなんです。

ただ、どういうところでこれをやるかということなんです。私が第三者委員会は、今……

○赤松委員長 大臣、時間が超過しておりますので、短くお願いします。

○鳩山国務大臣 大変チームを多くして、行政評価局の人間が総がかりみたいになつてしまつています。マンパワーの問題もありますし、年金確認第三者委員会と、この改定を専門に調べるのがマツチングするかどうかという問題もあるかなと思つて、今考慮しております。

○原口委員 もうこれでおしまいにしますが、実は、この合わさつたところが、今第三者委員会であつせんが認められているところなんです。これ以外ほとんどはねられているところを申し上げます。

最後ですが、大臣の選挙区のところ、福岡県久留米市から、指定暴力団道仁会が、私の地元、佐賀県みやき町に住居を、もと大きな会社の保養所だつたそうですが、まさに九州最大の暴力団、そして、昨年は無実の人を暴力団員と間違つて、入院されている人を射殺までしています。

私は、国家の意思として暴力に對してどう立ち向かうのか。市民にまで被害を及ぼしている集団は、解散命令できるのは、大臣、破防法とかそういうのしかないんですよ。それは憲法上の権利がありますから慎重にしないかぬけれども、まさにテロそのものの極悪非道な暴力団そのものにきつちり立ち向かわないかぬというふうに思っています。

地域の安全、安心、これは合併で随分いろいろな地域のきずなも壊れてきました。大臣の決意を最後に伺つて、質問を終えたいと思います。

○鳩山国務大臣 たまたま、確かに久留米にそうした組織がございますし、それが原口代議士の地域の方に進出をしているということもあります。これは地域の問題であると同時に、私は、国全体で暴力団というものに対してどこまで厳しく当たれるかという問題ではないか、そういうふう把握いたしております。

○原口委員 終わります。

○赤松委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

午前中、郵政の株式売却の凍結法案の審議をしました。引き続き午後におきまして、郵政関連、特に投資信託に関連して質問をいたします。午前中の中でもこの点について日本郵政からお答えいただきましたが、二割以上下がっている方が全体の半分近くある。そこでもう一点伺いたしたいんですが、その場合、百万円以上の投資信託を購入されている方の中で二割以上の下落の方が二十六万件ということですが、この百万円に満たないような方というのはどのぐらいの件数に上るか、およそで結構なんですが、教えていただけますか。

○米澤参考人 お答えいたします。

今ほどのお尋ねでございすけれども、午前中も申し上げましたけれども、百万円以上御購入の方で評価損率が二〇％以上、こういう方が二十六万人。全体で五十四万人の受益者のお客様がいらっしゃるんです。もちろん、この中で損失をこうむつておられない方あるいは百万円以下の方、両方の方がいらっしゃるすけれども、その差し引きの部分でそれ以外の部分というふうになるかと思ひます。

○塩川委員 その百万円以下の購入者の方のおおよその人数を教えてくださいたいのですが。

○米澤参考人 申しわけございません。手元に

ちよつと資料が、数字がございません。後ほど御説明に上がりたいと思います。

○塩川委員 よろしく願います。

そこで、こういう資産運用商品としての投資信託ですけれども、その顧客に対して販売をする際に、顧客の資産がどのくらいあるかと、対象とする方についての目安というのはどのようにお考えなんでしょうか。これだけ以上持っている人に對して対象にするとか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

投資信託の販売につきましては、いわゆる適合性の原則というものがございします。すなわち、そのお客様に売ってよろしいかどうかという判断が必要になってくるわけでございします。

その中でも、その財産、どのくらいお持ちなのかであるとか、あるいは生活資金であるのかないのかとか、さらには金融知識が豊富であるのかないのかといった多面的な形で判断をしているということでございます。

○塩川委員 三割ルールがあるんだということを承知しているわけですが、その点をお聞きしたいのですが、もちろん不動産は除いて、金融資産におきまして、大体そのうちの三割ぐらいを最大の枠として投資信託を購入してもらう、そういうことを内部でルールとされているということをお聞きしているのですが、そのとおりですか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

一定の目安としてそのようなものがございますけれども、資産が大変大きな方、その方の三割とあるいはそうでない普通の方の三割ということでは相当違ってくるので、そういった場合も実態に合わせて判断をしております。

ただ、一般的に申し上げますと、そういうリスク性の商品について一定の割合以下というふうなルールを設けているところがございます。

○塩川委員 少ない方についてと大きい方については違うという話ですが、少ない方であっても三割ルールというのが一つ基準としておありだとい

うことでは、少ない資産の方においても投資信託の対象とされておられるわけで、実際、購入されている方の六割は六十代以上の方だとお聞きしております。老後の資金として運用されておられる。

そういった方の中で、実際、投資信託を購入された方のお話を幾つかお伺いしました。まさかこうなるとは思わなかった、こういう声に対して、郵便局、ゆうちょ銀行の方が、下がることもあると説明したよねと、こういうふうに言いますと、それはそのとおりだけれどもというやりとりになるわけですが、こんなに下がると思わなかったのと聞かれたのに対して、それはそうよ、だって郵便局だものという答えなわけですね。あるいは、証券会社だったら買っていなかった、郵便局のあなただから買ったんだ、こういう声ですね。

実際、その勧める商品としても、この投資信託のうち野村世界六資産分散投資、これは郵便局独自の商品です、野村が郵便局のためにオリジナルの商品をつくったんですよと言われると、あ、そうなんですか、それだったらという話になるわけですね。つまり、皆さん、郵便局だから信頼して購入している。もちろん、手続上に瑕疵があったと申し上げているわけではない。しかし、郵便局への信頼なしには購入しなかった、これが少ない方の声だということなんです。

そこで大臣に伺いますが、このように投資を購入された方が、郵便局だから購入したんだ、ほかの勧めだったら買わなかった、こういう声が上がるのはなぜなのか、その点について、お気持ち、お考えをお聞かせいただけますか。

○鳩山国務大臣 郵便局の信頼というのは、百三十年を超す事業の継続、あるいはそれを支えてこられた特定郵便局長さんを初めとする方々、先人の労苦のたまものだろうと思ふんですね。しかも、国民、庶民にとって身近な金融機関として、私たちも子供のころ小遣いをもらってこれを郵便局に預ける。これは国ですから、絶対に安心だという気持ちで預けてきたということがあります。

私自身の体験から申し上げますと、物心ついてからバブルの崩壊までというのは、投資信託というのは大抵、ちゃんと利益を生むものだという印象があったと思うし、おびたしい投資信託に関する宣伝とか勧誘というのがあって、単発の株を買うと、それは物すごく得をすることもあるが大損することもあるが、投資信託という仕組みであれば余り損はしないものだという宣伝がずっと行き届いてきたんじゃないか。

それでも、最近のいろいろな金融情勢ですから、それは投資信託でも元本割れする、損することもあるということぐらいは何となくわかっていても、やはり郵便局ですからね。郵便局で投資信託を買おうと何かこう安心感がよりあるんだらうと思うわけです。そういった意味では、購入をする方に対しては、実際にリスクが相当あるんだということをできる限り懇切丁寧に説明する必要があるのではないかな、そんなふうにしております。

○塩川委員 身近な金融機関としての郵便局への信頼があるからだ、国そのものだからということであるわけで、購入される方というのはこれまで要するに郵便局に裏切られたことがないわけですね。ですから、小口貯蓄ですから、元本保証のあるものが大好きな方といえますが、そういった方にしてみれば、投資信託の購入を機会に、率直に言って、利用者が最も大切にしてきた安心の郵便局というサービスが損なわれてしまったのではないのか、この点が今言えることだろうと思っております。

そこで、重ねて伺いますが、○五年の十月から販売が開始された投資信託ですが、郵政公社の時代に法改正が行われました。投資信託の販売を導出した理由、これは何だったのか、お聞かせください。

○鳩山国務大臣 郵政公社の時代に始まったわけですが、私が今申し上げたように、郵便局と投資信託というのはイメージ的には本来結びつきにくいものではないかなというふうに思いますが、平

成十五年の五月に証券市場の活性化策として検討されたというふう聞いておりまして、そして、平成十七年十月から販売が開始されたんですね。

このときに、ちょうど麻生総務大臣の時代でした、これは平成十六年に答弁しているんですね。一年前のことを言っているんですね。昨年の五月の証券市場、アバウト八千二百、三百という時代であったと。今と何か似ているんですね、日経平均の値段は。それが、今は一万一千ぐらいになっておりますけれどもというような答弁をしながら、やはり郵便局の方の収益源の多様化ということも考えようということを言っておりますし、証券市場の活性化ということも当時から答弁されているわけで、そういう中で投資信託の販売が始まったものと思っております。

○塩川委員 その答弁は私の質問に対しての答弁になっていくところですが。

郵便局の収益源の多様化というのも、その麻生大臣の答弁では、民営化を想定しての収益源の多様化と述べておられる。それにあわせて、証券市場の活性化のためという二点が目的でした。

あの当時、○三年の四月に株価が七千六百円、それを割るかという状況がありましたから、そのときに株価対策として導入されたのが郵政公社での投資信託の導入だったわけです。そういう点では、動機が不純だったんじゃないのかということが問われますし、当然民営化を展望して行われたのが投資信託でもありました。

そこで、民営化後の収益源の多様化のためと言われる投資信託、日本郵政に伺いますが、投信の手数料収入の推移がどうなっているのかを教えてください。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

投資信託の販売は、平成十七年十月から開始しております。投資信託関係手数料につきましては、平成十七年度二十億円、平成十八年度百二十一億円、平成十九年度上期八十六億円となっております。

また、平成十九年十月以降、ゆうちょ銀行と



なつてからの手数料につきましては、平成十九年度下期四十九億円、平成二十年度上期四十七億円となつておられるところでございます。

以上でございます。

○塩川委員 平成十七年度は後期だけですが、二十億、十八年度百二十一億、十九年度、公社と民営会社、通算して百三十五億、二十年度上期で四十七億。この手数料の実績というのは、日本郵政としては多いと考へておられるのでしょうか少ないと考へておられるのでしょうか、評価について聞かせていただけますか。

○米澤参考人 大小につきましてはなかなか評価は難しいところではございますけれども。

ゆうちょ銀行全体の業務純益、先般出しました中間決算では二千八百十二億、グループ全体で見ました中間利益が二千二百二十四億。これに比べると、そう大きなウエートではないというところではございますけれども、一方で、こういった新しい収入源、まさに先ほどお話しございました収益源の多様化という側面は重要であるというふうに認識しております。

○塩川委員 新しい収入源として重要だということでは、その点では今郵政会社としては手数料稼ぎに非常に躍起となつておられる。投信などの金融商品販売というのは、もうかるところに力を入れていくことに当然なりますから、それだったら、結果として、金持ちを相手にすればいいんじゃないのかという話にもなりかねない。

そもそも、あまねく公平に行われていた郵貯の事業において、資産のある人、お金のある人を対象にこういう事業が進められるということが、結果として、あまねく公平にと言われる金融のユニバーサルサービスそのものを損なうものになつておられるんじゃないのか、私、率直に思ふんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

○鳩山国務大臣 先ほど原口委員の質問に対してお答えしましたように、郵貯、簡保というものの、ゆうちょ銀行、かんぽ生命という会社になつても、やはり国民や庶民にとって、簡便で小口の身

近な金融機関としての役割は失つてもらいたくないという思いを強く持つております。

そういう意味で、ユニバーサルサービスがこれからも続くことを願つておりますし、株式完全売却後においても金融二社と郵便局会社との間で代理店契約を継続するから大丈夫だというふうに言われるわけでありますが、しかし、一〇〇％株式を売却すれば、政府とは完全に関係の切れた銀行、保険会社になるわけでございますから、やはりそうした場合に、ゆうちょ、かんぽと郵便局会社が切れてしまふという可能性があつて、その懸念の声があるわけで、その辺にどういう対処をしようといった方がいいか、どういふ見直しをしようかということが大き絡んでくると考へております。

○塩川委員 金融のユニバーサルサービスの義務づけが外される、そこにおいても郵貯の性格が変質していくのではないのか、このことがやはり問われてくるだろう。

そもそも官から民への資金の流れというのはアメリカ仕込みで行われてきたわけで、こういった郵政民営化が、本丸、もともとアメリカ流の力、資本主義が破綻をしたときでありますから、こういう官から民への実態を考えたときにも、破綻したモデルに追随をするのか、このことが問われているわけで、その点について一言伺つて、終わりにします。

○鳩山国務大臣 郵政民営化委員会が見直しの案を出すと思ひますし、我々も真剣に見直しについて考へていこうと思つております。

○塩川委員 アメリカ流の力、資本主義の追随を転換せよということを求めて、質問を終わります。

○赤松委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 まず、低料第三種郵便についてお伺いいたします。

低料第三種郵便を利用して、企業が、実質的にはダイレクトメールと変わらない郵便を大量に発送していたということが判明いたしました。その

数は数千万通に及び、数十億円が割り引かれた、このように報じられております。

今回の事案について、郵政として具体的な調査はどの程度進んでおるか、また、いつごろからこうした利用があつたのか、郵政として把握しているかどうか、何社で、総数としてどのくらいの通数になるのか、その結果減額された金額は幾らになるか、お聞かせください。

○伊東参考人 お答えいたします。

委員御指摘の、心身障害者用低料第三種郵便物制度を利用して商品等の広告を内容とするダイレクトメールを大量に郵送する事案が生じたことは事実でございます。

このような事案につきまして、そもそも第三種郵便物というのは、郵送料を安くすることによりまして購読者の負担の軽減を図り、その入手を容易にするという制度でございます。したがいましめて、郵便法におきまして、その条件の一つとして、あまねく発売、つまり有料というのが条件になつておられるわけでございます。具体的には、一回の発行部数に占める発売部数の割合が八〇％以上ということになつておられるわけでございます。

この事案が生じたことを我々いたしましては非常に重く受けとめまして、今、心身障害者用低料第三種郵便物というのが十月一日現在で二百七十七件承認しております。これらにつきまして今利用実態を調査しております。数が大変多いでございますので、一つ一つその関係のところとやりとりをしていくわけですが、その中で、必要な資料を求めて、一定の期間までにそれが提出できないということを繰り返す中で、承認を取り消したものが一件ございます。また、廃刊届が提出されたものが四件ございます。

まだこれは途中段階でございますので、一応私どもも目途をいたしましては今年内、今年内を目途に、今の、総数二百七十七件あるわけですけれども、これらにつきまして、今申し上げました条件を具備しているかどうか、具備していないとすればそれはいつからなのか、その結果、先ほど先生も御

指摘ございましたように、どのくらいの通数が本来支払われるべき郵便料金が払われていないのかというふうなことを精査いたしまして、数が非常に多いと考へますので、全部まとめて切れるかどうかわかりませんが、現在の調査の私どもの目標といたしましては、年内を目途に結果を取りまとめ、公表させていただきますと考へておられるところでございます。

○重野委員 そうすると、新聞各紙が報道している数字というのは、では、あれは郵政として認められる数字なんでしょうか。あれより少ないのか多いのか、あるいは、あの数字は否定されるべき数字ではないという認識なのかどうかです。

○伊東参考人 お答えいたします。

新聞報道によりますと、確かに、通数、金額等につきまして幾つか表示されているものがございます。これは私どもの推測でございますが、それぞれ独自の取材に基づいて、一定の対象通数と、さらにその一定の前提条件で仮定した料金額、これを掛け合わせて算出されたものと認識しておりますが、先ほど申し上げましたように、いつからそういう不正があつたのかということの精査がまだできておりません。それによつて当然、その間扱った通数が出てきますし、それがわからないと全体の金額というの、現段階では、新聞報道のものより多いのか少ないのかというのは、ちよつと具体的なお答えは差し控えていただきたいと思ひます。

○重野委員 それでは、今、答弁では、年内に調査を仕上げる、こういうことではあります。

その中で、完全に調査して、そして本来払わなければならない料金を払わず、それを利用した企業は、その分それは利益になつておられるわけですね。したがつて、それに対する損害賠償、実際に郵政は労力を使つて配達しているわけですから、当然、そのことはやるんでしようね。

○伊東参考人 先ほど申し上げました調査の結果も踏まえまして、損害賠償請求等につきましては検討させていただくこととしております。

○重野委員 それでは、その調査を年内までにきっちりやっていたら、国民が納得できる結論を出していただきたい。要望しておきます。

次に、年賀はがき。

私は、ことしの通常会の際にもこの年賀はがき問題を質問したんです。ことしも既に何件か新聞で報道されているんですが、私は、社員やあるいはアルバイトの人たちが自腹を切って購入しているのではないかと、このことをやはり懸念するわけですね。先回の質問に対する答弁は、実需のない買い取りはないようにする、こういう答弁をされていたんですが、どうですか。ことしも年賀はがきの季節が来たんですが、私も先般ずっと局を回ってきたんですが、既に、うちの局でウン万枚という話がやはりあるわけですね。

いわゆる自爆営業という表現は、いかなるものかと思えますけれども、そういう状況というのを把握しておるのかどうか、あるいは、国会で答弁したように、そういう無理なノルマは課していないということなのかどうか、そのあたりについての答弁を求めます。

○伊東参考人 お答えいたします。

毎年先生の方から御指摘をいただいていることとでございますし、先ほど自爆という言葉も出てきましたので、私もといたしましては、コンプライアンス違反ということで、常にその例として掲げて、そういうことを行わないように指導しているわけでございますが、そもそも、私どもの郵便事業会社の健全な経営を確保するために、さらに年賀はがきの需要拡大に努めるということから、営業目標を掲げて社員に努力を求めているということとは会社経営として当然だというふうに考えているわけでございます。

しかしながら、先生御指摘のようなことがあつてはならないということで、コンプライアンス違反ということで厳正に対処していきますということを、ことしもこの年賀の時期に社員指導をしておりまして、そういったことがないというふうに私どもの方も認識しているところでございます。

○重野委員 昨年もそういうふうな答弁をいただいたんですが、ことしも、もう既に金券ショップ等々で年賀はがきが売られているわけですね。もちろん、そこで売られている年賀はがき一枚五十円じゃないわけですね。例えば、新橋の金券ショップでは一枚が四十七円で売られている、インターネットでは四十五円とか、あるいは、大阪の金券ショップにおいては一枚四十円で買い取つておる、こういうふうな報道があるんです。

郵政がそうやっていないと言つても現実そういうふうなことが起こっているということは、私はやはりゆゆしき問題だと思ふんですね。私は、やはり背後には過大なノルマ設定と、あるいは達成するようにという圧力があるのではないかと、うふうに疑わざるを得ないんですね。

そこで、ことしの発行枚数は幾ら発行して、あるいは一人当たりのノルマはどうなつておるのか。昨年の場合は、アルバイトの人も含めれば一人平均で四千五百枚、正社員だけで割り返すと一人九千五百枚、こういうふうな答弁されているわけですが、その数字にことしは変化があるのかどうか、それについてもお聞かせください。

○伊東参考人 お答えいたします。

まず、ことしの発行枚数についてでございますが、私も、郵便会社におきまして、それぞれの券種につきまして、お客様のニーズが高い場合には追加発行をしております。具体的には、いろいろ年賀というものとキャラクター年賀というものを現在一億五千二百萬枚追加発行しております。この追加発行は、またこれからいろいろのニーズを見ながら出てくる可能性もありますが、それらも加えますと、現在の発行枚数は昨年より七千八百萬枚ふえているところでございます。

一方、目標でございますが、ことしの目標はグループ全体といたしまして三十八億六千萬枚。昨年は四十億枚で目標を設定いたしましたので、先ほどの郵便事業会社に関して申し上げますと、一人当たりの目標、非正規社員、アルバイトも全部含めてですけれども、約四千五百枚という数字はほ

んど同じ数になっているところでございます。○重野委員 昨年の数字と変わらないという答弁ですが、であるならば、昨年私が指摘をしたさまざまな問題点がまたことしも現場においては起こるのではないかと、こういうことを懸念せざるを得ませんね。

ですから、それはもう発行したものは今さらどうしようもないわけですが、少なくとも、横流しをするみたいな形で、自分ではさばけないからもう自分で二万、三万の負担はしようがない、こういう形での現場の実態が起ることのないように、これはやはり厳にびしゃつとやっていたきたい、このように思います。

それから、公的サービスの推進体制について、先般それぞれの会社ごとに報告された冊子が届いていましたけれども、その中で労使協約の問題について幾つか書かれておりました。例えば、争議条項として、争議行為内容の通知を、遅くとも十日前までに日時、場所、争議行為の概要を通知、七十二時間前までに形態、規模、日時、時間、場所などを通知というふうな文字があるわけですね。これは、いわゆる労使の交渉の中で正式に確認をされて、確認書として、あるいは、労働協約あるいは労働協定のなきちつと書かれて双方が確認をした内容であるかどうか、それについて確認したいと思ひます。

○佐々木参考人 先生、今お示された関係につきましては、関係労働組合と交渉の上、労使関係に関する協約といたしまして、労使双方の合意によりまして労働協約を締結しているものでございます。

○重野委員 このレベルは、他の同類というか企業あるいは会社と組合が結んでいる労働協約の中心と比較をしたときにどういう水準にあるのか、お聞かせください。

○佐々木参考人 公益事業であります郵便事業の場合、労働関係調整法第三十七条の規定に基づきまして、「争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。」こととされております。

また、労働関係調整法施行令十條の四第三項によりまして、当該通知は、「争議行為をなす日時及び場所並びにその争議行為の概要を記載した文書によつてなさなければならない。」と規定されておりまして、今般、関係労働組合と締結した労働協約において同様の内容を盛り込んでいただいております。

その上で、今先生御指摘がありました、公益事業が公衆の日常生活に欠くことのできない事業であるということで、他の公益事業の例も参考に交渉を行ひまして、十日前、七十二時間前に事前通知を行う協約を締結したということでございます。

○重野委員 以上で終わります。

○赤松委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。鳩山総務大臣。

順次趣旨の説明を聴取いたします。鳩山総務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案  
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十一日、一般職の職員の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行

うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、新たに本府省業務調整手当を設け、行政職俸給表(一)等の適用を受ける職員のうち管理職員でないものが国の行政機関の内部部局の業務等に従事する場合は、当該職員には、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級等における最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない額を月額として支給することとしております。

第二に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額限度額を四十一万九百円に引き上げることとしております。

第三に、職員の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間の勤務成績に依りて行うものとしております。

第四に、勤勉手当の支給について、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六カ月以内の期間における勤務の状況に依するものとすることとしております。

第五に、期末特別手当の額について、職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六カ月以内の期間の在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合に減ずるものとすることとしております。

第六に、職員の勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分とすることとしております。

第七に、職員の勤務時間の改定に伴い、国家公務員の育児短時間勤務の勤務の形態及び育児短時間勤務職員の並立任用について必要な改正を行うこととしております。

第八に、国家公務員の育児短時間勤務の勤務の形態等との均衡を考慮し、地方公務員の育児短時間勤務の勤務の形態及び育児短時間勤務職員の並立任用について必要な改正を行うこととしております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必

要な経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務員に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至つた者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けることとしております。

第二に、総務省に退職手当・恩給審査会を置き、退職手当・恩給給付金は、国家公務員退職手当法及び恩給法の規定によりその権限に属せられた事項を処理することとしております。

第三に、国家公務員退職手当法の改正に伴い、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について所要の改正を行うこととしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○赤松委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○赤松委員長 この際、御報告いたします。

去る十一月十八日、議長より本委員会に送付されました、議員武正公一君外百十二名からの独立行政法人の組織等に関する予備的調査及び議員原口一博君外百十二名からの特殊法人の組織等に関する予備的調査の両要請につきましては、理事間の協議により、衆議院規則第五十六条の第三項によつて、去る十一月二十日、調査局長に対し、いずれも予備的調査を命じましたので、御報告いたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

### 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一条に規定する郵政民営化をいう。以下同じ。）の見直しに当たつての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の株式の処分の停止等について定めるものとする。

（日本郵政株式会社の株式の処分の停止）

第二条 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならない。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止）

第三条 日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七

条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、前条の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならない。

（郵政民営化法の運用に当たつての考慮）

第四条 第二条の別に法律で定める日までの間は、政府は、郵政民営化法第八章第三節及び第九章第三節の規定の運用に当たつては、前二条の規定により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならない。

（郵政民営化法の特例）

第五条 第二条の別に法律で定める日までの間における郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十一条中「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同条第二号中「又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び」とあるのは「及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びに」と、同条第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

（日本郵政株式会社法の特例）

第六条 第二条の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第二条中「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「総数の三分の一を超える株式」とあるのは「総数」と、同法第五条中「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）と、同法第二十二条第二号中「第五号」とあるのは「第五号（日本郵政株式会社の株式の処分の停止等に関する法律、平成十九年法律第 号）第六号の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀



「週間勤務時間」という。)に十分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行って得た時間という。以下この項及び第十三条において同じ。に改め、同項第二号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間」を「八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間という。以下この項において同じ。に改め、同項第三号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(週間勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間という。以下この項及び第十三条において同じ。に改め、同項第四号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間」を「十分の一勤務時間」に改め、同項第五号中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から八分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

第十三条中「育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一

項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項(同条第一項の準用に係る部分に限る。)並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

##### (給与法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書の政令で定める日後一年間において行われる第一条の規定による改正後の給与法第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第三条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「新国家公務員育児休業法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認又は新国家公務員育児休業法第十三条第二項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧国家公務員育児休業法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしてい

る職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事院規則で定める内容(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容)の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするこの承認があつたものとみなす。

##### 3

前二項及び次条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第三項」とあるのは、「新国家公務員育児休業法第十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「第十三条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十二条第二項又は第十三条第一項」とあるのは「第十二条第二項又は第十三条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項」とあるものとする。

「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項」と、「前項中」第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する旧国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政

法人の長が定める内容」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

##### (人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律(第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日以後において第四条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新地方公務員育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新地方公務員育児休業法第十条第三項の規定による承認又は新地方公務員育児休業法第十一条第二項において準用する新地方公務員育児休業法第十条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新地方公務員育児休業法第十条第二項又は第十一条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者をいう。)が定める内容の新地方公務員育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律の一部改正

第六条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「職員の属する」を「属する」に、「職員の俸給月額」を「俸給月額」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「俸給の特別調整額」の下に、「本府省業務調整手当」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)

第八条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行って得た時間(いう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間(いう。)に五を乗じて得た時間(いう。)を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間(いう。)に五を乗じて得た時間」に、「二十時間」を「十九時間二十五分から十九時間三十五分」に、「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第十条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

第八条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十一条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理

八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行って得た時間(いう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間(いう。)に五を乗じて得た時間」に、「二十時間」を「十九時間二十五分から十九時間三十五分」に、「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第十条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

第八条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十一条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項中「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理

(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行って得た時間(いう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間(いう。)に五を乗じて得た時間」に、「二十時間」を「十九時間二十五分から十九時間三十五分」に、「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

(一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「当該職員の一週間当た

(五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。)を行って得た時間(いう。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間(いう。)に五を乗じて得た時間」に、「二十時間」を「十九時間二十五分から十九時間三十五分」に、「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」を「五分の一勤務時間」に、を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」に改める。

(一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「特定管理職員」を「管理職員等」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「当該職員の一週間当た

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第二章 雑則」を「第二章 雑則(第十九条・第二十条)」に改める。

第二章 雑則(第十九条・第二十条)

第十九条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十一条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十二条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十三条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十四条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十五条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十六条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十七条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十八条 雑則(第十九条・第二十条)

第二十九条 雑則(第十九条・第二十条)

第三十条 雑則(第十九条・第二十条)

人事院の国会及び内閣に対する平成二十年八月十一日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び一般職の国家公務員について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分に改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

(遺族の範囲及び順位)  
第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。



一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この法律の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に「第十二条第一項各号に掲げる者を含む。」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第五条の二第二項中「第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この法律その他の法律

の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「若しくは第七条の三第一項」を「若しくは第八条第一項」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第六項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に、「又は第七条の三第一項」を「又は第八条第一項」に改め、同項第五号中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者」でその勤続期間が「を」退職した者（第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「次号及び第三号に掲げる者を除く。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

第七条の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「在職期間の計算」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第八条を削る。

第七条の三の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「在職期間の計算」に改め、同条第四項を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下一般の退職手当等という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

「第四章 雑則」を「第四章 退職手当の支給制限等」に改める。

第十一条を次のように改める。

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職（この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日におけるイからホまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める機関をいう。ただし、ホに定める機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、

当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）をいう。

イ 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

ロ 裁判官 最高裁判所  
ハ 検査官 会計検査院  
ニ 人事官 人事院

ホ イから二までに掲げる者以外の職員 国家公務員法その他の法令の規定 国家公務員法第八十四条第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）を除く。）により当該職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関）

第十二条を次のように改める。

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に對する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないことと

する処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者  
二 国家公務員法第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給」に改め、同条中「この条」を「この項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当す

る職員が退職し、かつ、引き続き独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の二の見出しを「退職手当の支払の差止め」に改め、同条第一項を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法昭和二十三年法律第三百一十一号第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

第十二条の二第六項から第八項までを削り、同条第五項中「一時差止処分を」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分を」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項を」を「各省各庁の長等」を「当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に」、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後に」、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「各省各庁の長等は、一時差止処分について」を「第一項又は第二項の規定による支払

差止処分を行つた退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に、「第二号」を「第三号」に、「一時差止処分を」を「当該支払差止処分」に、「一時差止処分の目的」を「支払差止処分の目的」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

第十二条の二第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第十二条の二第二項中「前項を」を「第三項に」、「支給を一時」を「額の支払を」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「第四十五条」を「第十四条第一項又は第四十五条」に、「した者」を「行つた退職手当管理機関」に改め、同項を同条第

四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に對し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に對する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けけるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかとなるをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡）による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことが

できる。

第十二条の二に次の二項を加える。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払われない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十二条の二を第十三条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し国家公務員法第八十二条第二項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十六条第二項又は国会職員法第二十八条第二項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員等に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならぬ。

4 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関する第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員等に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対

象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>除く。の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>3 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> | <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> | <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の</p> | <p>退職手当等の額を超えることとなつてはならない。</p> <p>7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。</p> <p>8 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>(退職手当・恩給審査会等への諮問)</p> <p>第十八条 退職手当管理機関(第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。)は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。</p> <p>2 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>3 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つての事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>4 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>5 前各項の規定は、国会議員法第一条に規定する国会議員に係る退職手当管理機関が退職</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

#### 第五章 雑則

附則第十項及び第十五項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第二十一項中「退職した者を」を「退職した者第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。」を「」に改める。

(恩給法の一部改正)

第二条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条二規定スル機関ヲ謂フ)ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審議会等ト称ス)を」を「退職手当・恩給審査会(以下審査会ト称ス)に改める。

第四十六条第三項、第四十六条の二第三項及び第四十八条第三号中「審議会等」を「審査会」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法

律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「又は組合員」を「組合員」に改め、「受けたとき」の下に「又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)」若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。))の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。))を受けたとき」を加え、同条に次の一項を加える。

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

第一百一条第二項中「(昭和二十八年法律第八十二号)」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「又は組合員」を「組合員」に改め、「受けた場合」の下に「又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)」若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合」を加える。

第一百四十二条第二項の表第一百一条第一項の項を次のように改める。

#### 第百十一条第一項

地方公務員法第二十九条

国家公務員法第八十二条  
退職手当支給制限等処分に相当する処分

退職手当支給制限等処分に相当する処分

退職手当支給制限等処分

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 設置(第八条)」を「第一款の二 設置(第八条)」に改める。

第八條第一項を次のように改める。

本省に、次の審議会等を置く。

退職手当・恩給審査会

地方財政審議会

第八條の次に次の一款を加える。

第一款の二 退職手当・恩給審査会  
第八條の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法律を含む。の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

#### 附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

一 附則第十八条の規定、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第二十條の規定、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれ

か遅い日

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当については適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十三項中「第七条の二」を「第七条の二及び第十九条第三項」に、「同条第一項」を「同法第七条の二第一項」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第五条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六条の四第四項第三号」を「第六条の四第四項第六号」に、「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十七條第三項中「に関する新退職手当法」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法」に、「新退職手当法第十二条の二第一項」を「同法第十二条の二第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項第六号から第九号までの規定中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

附則第六条第一項の表中「第四項第三号ロ」を「第四項第六号ロ」に改め、同条第二項中「同条第四項第三号ロ」を「同条第四項第六号ロ」に改める。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正  
第九条 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第四条中「第八条第一項、第十条第二項及び第五項、第十二条第一項及び第三項、第十二条の二並びに第十二条の三第一項」を「第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十二条第一項、第十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項まで、第十四条第一項(第二号を除く)、第二項及び第六項、第十五条第一項(第二号を除く)及び第二項(退職手当法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む)、第十六条第一項並びに第十七条第一項から第四項まで及び第六項」に、「第二条の二第二項」を「第二条の三第二項」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「第八条第三項」を「第十九条第一項」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第五十一条の規定による改正後の」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の」に改める。

第十一条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「同条」の下に「及び同法第十九条第三項」を加える。

(国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正)

第十二条 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号及び第三項中「国家公務員退職手当法」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法」に改める。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律等の一部改正)  
第十三条 次に掲げる法律の規定中「に関する」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の」に改める。

一 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十 号)附則第五条

二 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十三号)附則第五条

三 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号)附則第五条

四 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)附則第五条

五 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十

七号)附則第五条  
六 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)附則第五条

七 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)附則第五条

八 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)附則第五条

九 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第五条

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)  
第十四条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「に関する退職手当法」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)」に、「退職手当法」を「旧退職手当法」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第十五条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項から第三項までの規定中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第四項から第六項までを次のように改める。

4 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職



手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、また当該退職に係る退職手当その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第七項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に関し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

6 再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたとき、又は再任用職員が退職し、また当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行

うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

7 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

8 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第五項及び第六項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について準用する。  
（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十六条 前条の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十一条の規定は、この法律の施行の日以後に特定退職（同条第一項に規定する特定退職をいう。以下この条において同じ。）をした再任用職員（同項に規定する再任用職員をいう。以下この条において同じ。）が退職した場合について適用し、同日前に特定退職をした再任用職員が退職した場合については、なお従前の例による。  
（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）  
第十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第二十二條の二中「恩給法第十五條に規

定する審議会等」を「退職手当・恩給審査会」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十七条のうち恩給法の一部を改正する法律附則に三項を加える改正規定中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審査会」に改める。

第四十三条のうち国家公務員退職手当法第十二条の二第二項の改正規定中「第十二条の二第

二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」に改める。  
（私立学校教職員共済法の一部改正）  
第十九条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「及び第九十六条」を「第九十六条及び第九十七条第四項」に改め、「各号列記以外の部分に限る。」の下に「第九十七条第一項」を加え、同条の表第九十七条第一項の項を次のように改める。

| 第九十七条第一項        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組合員若しくは組合員であつた者 | 組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けた |
| 加入者若しくは加入者であつた者 | 又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 組合員期間           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 加入者期間           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第五條のうち私立学校教職員共済法第二十五条の表以外の部分の改正規定中「及び第九十六条」を、「第九十六条及び第九十七条第四項」に改め、「(限る。)」の下に「第九十七条第一項」を加える。

理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至つた者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。